九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

老司式・鴻臚館式軒瓦出現の背景

岩永，省三
九州大学総合研究博物館

https://doi.org/10.15017/25320

出版情報：九州大学総合研究博物館研究報告. 7, pp.11-33, 2009-03. 九州大学総合研究博物館
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

九州大学総合研究博物館研究報告
Bull. Kyushu Univ. Museum
No. 7, 011-034, 2009

老司式・鴻臚館式軒瓦出現の背景

岩永省三

The historical background of the emergence of the Rōji-style and Kōrokan-style eaves tiles

Shozo IWANAGA

九州大学総合研究博物館：〒812-8581　福岡市東区箱崎 6-10-1
The Kyushu University Museum, Hakozaki 6-10-1, Higashi-ku, Fukuoka 812-8581, Japan

I　はじめに

日本における古代国家建設は7世紀後葉に本格化し、中央においては、大化前代以来の由来を持つ内廷諸官司に加えて、公的行政に関わる外廷諸官司の創設を果たした。それとともに、地方支配システムの構築が目指され、在地首長の支配領域を基礎とする評をいくつか纏めて広域行政単位としての国を創設し、そこに中央から国宰を派遣して中央集権的支配を貫徹しようとした。その際に一時期、国よりも広域の支配を行う大宰ないし総領が筑紫・周防・吉備・伊予に置かれ、持統3（689）年の飛鳥浄御原令の施行に伴って筑紫大宰の広域行政体制が実現した。続いて大宝元（701）年の大宝律令制定によって、筑紫大宰のみが存続し、唯一の「大宰府」として対外交渉・国防および西海道諸国島の内政総監を任務とした。この間、筑紫大宰の施設が現在地に整備されていくが、大宝令施行後、都城の朝堂院を範とする設計で政庁Ⅱ期（横田2002）の殿舎が建設され、政務・儀式・饗宴の場として機能した。他方で観世音寺は、天智天皇の発願以後、造営に長期を要し、官による援助が繰り返され、天平18（746）年にようやく落慶供養を迎えた。観世音寺の実際的造営開始期は藤原京の造営期・整備期と併行し、大宰府政庁はまだI期で外観の荘厳化の前ではあるが、広域を総監する行政機能を整備しつつあり、西海道の統治を聖俗両面から担う機関が並行して具体化されていった。これは、陸奥国における郡山遺跡+郡山廃寺、それを継承する多賀城+多賀城廃寺の建設と並行し（今泉2005）、律令国家がその統治領域の南北両端で模索した広域統治機構建設の具現化であった。

老司式軒瓦・鴻臚館式軒瓦（図1）は、観世音寺・大宰府政庁Ⅱ期の造営を期に、西海道在来の軒瓦諸型式とは瓦当文様の系統上は無関係に導入され、以後、老司式は筑前・筑後・肥前・肥後・豊前・豊後・薩摩、鴻臚館式は筑前・筑後・肥前・肥後・豊前・豊後などの寺院や官衙でその系譜が多用された、古代の西海道を代表する軒瓦である。両者ともに、本薬師寺・藤原宮・興福寺など天皇家やそれと直結する藤原氏が建立した寺院・宮殿所用軒瓦の系譜を引き、その出現に特殊な事情・歴史的背景があったことが伺われる。小稿では、小田富士雄氏によって設定された老司式・鴻臚館式のうち、最古式の老司I式・鴻臚館I式（小田1957・58）を中心に、その祖型と成立年代を検討し、その出現の歴史的背景を考察する。

Ⅱ　老司Ⅰ式軒瓦

観世音寺創建瓦である老司Ⅰ式が、藤原宮式ないし本薬師寺式の系譜を引くことは諸先学が指摘してきた（後述）。しかし、祖型がどちらであるにせよ、山田寺式・川原寺式・法隆寺式などに比して、地方への波及が少なく、畿内より西では、紀伊・淡路・阿波・讃岐・丹波・備前から西海道まで飛んでしまう。

本薬師寺式は、近江（三大寺廃寺・法泉寺遺跡）、山背（出雲寺跡）、紀伊（名古曽廃寺・佐野廃寺・神野々廃寺・古佐田廃寺・西国分廃寺）、丹波（池尻廃寺・与野廃寺）、備前（尾張廃寺）に分布し、山崎信二氏は川原寺式・法隆寺式の分布と同様に、庄倉・寺領田・山野と大勢において一致することに注目し、官大寺への封戸施入と寺領水田を指定された諸郡の建郡過程が重なり合うと推定した（山崎1983）。

藤原宮式は、尾張、近江、山背、和泉、淡路、阿波、讃岐に分布するが、そのうち近江・和泉・淡路・讃岐の同笵品の分布は、藤原宮の造営時に各地で製作した結果であり、尾張、近江・淡路・阿波・讃岐における同笵でない藤原宮式の波及は、二次的派生と評価されている（山崎1995）。

したがって筑紫での老司Ⅰ式の出現は、特殊な事情の存在を伺わせるにもかかわらず、観世音寺の創建に際して、ことさらに藤原宮式ないし本薬師寺式を祖型とした理由が十分に明らかにされてはいない。あらためて老司式の祖型と成立年代を検討した後、出現の歴史的背景を検討する。

A. 老司Ⅰ式の祖型と成立年代―諸説概観

既往の諸説を古く見る順に概観する。付随的に各氏の老司Ⅱ式年代観にも触れておく。

高倉洋彰氏は、老司Ⅰ式が、大宰府第Ⅱ期政庁に鴻臚館式と併用された老司Ⅱ式より先行することから、藤原宮に併行する7世紀末～8世紀初頭に遡る可能性を考え、さらに、朱鳥元（686）年頃に主要伽藍の完成を考える立場から、小子房推定地出土の川原寺同笵瓦が老司Ⅰ式の祖型であれば、藤原宮式と先後関係ではなく兄弟関係となり、年代がさらに遡る可能性を示唆した（高倉1983）。

山崎信二氏は、一般的に軒丸瓦外縁の凸鋸歯文は線鋸歯文より古く、軒平瓦外区に鋸歯文と珠文を配すものの方が珠文だけのものより古いことから、老司式が藤原宮の軒瓦のうち古い様相をもつものと共通点が多いとみなし、老司式の最初期のものが「藤原宮軒瓦の最も初期のものと同時期か、それよりも若干遡る可能性」を考えた（山崎1995）。そして、観世音寺の造立が朱鳥元（686）年には開始されていたので、観世音寺出土の老司式の製作年代は680年代後半に遡ると考え、「九州の老司式軒平瓦と藤原宮軒平瓦の文様の使い分け」は、前者がすでに存在していたので、それを避けて後者の文様を選択した結果と考えた。さらに観世音寺造瓦にたずさわった工人の一部が、藤原宮の造瓦開始に伴って大和へ移動したと想定した。

梶原義実氏は、粘土紐桶巻作りと瓦当文の類似を藤原宮からの工人の移動の証拠と見る（梶原2002）。

杉原敏之氏は、122次SE3680の所見から老司Ⅰ式使用年代の下限を8世紀第2四半期の早い時期、85次SD2340最下層の所見から老司Ⅱ式の使用を「8世紀第2四半期中で理解」した。81次SB2300柱穴の所見から、老司Ⅱ式が第Ⅱ期政庁所用の鴻臚館式より先行し、掘形出土須恵器から老司Ⅱ式の下限が8世紀第1四半期以前となるので、老司Ⅰ式の成立は「8世紀以前、7世紀末頃」とした（杉原2007）。

小田富士雄氏は、7世紀末から観世音寺の完成した天平18（746）年までの幅を見込んだ（小田1957・58・2006）。高倉説出現後はそれに対して、川原寺式祖型説が証明抜きの前提とされており、瓦当文を無視して瓦当裏面下半の凸帯を川原寺式の系譜とはできないと厳しく批判し、肥後陣内廃寺所用の老司Ⅰ亜式・鴻臚館式が道君首名の国守在任期間（713～718）から710年代となるので、老司Ⅰ式は造営Ⅰ期（686～704）になると示唆したが（小田2006）、その中での絞り込みはしていない。老司Ⅱ式については、かつて奈良時代中頃としていたが（小田1957・58）、老司Ⅰ亜式を710年代とする関係から720年代とした（小田1998）。

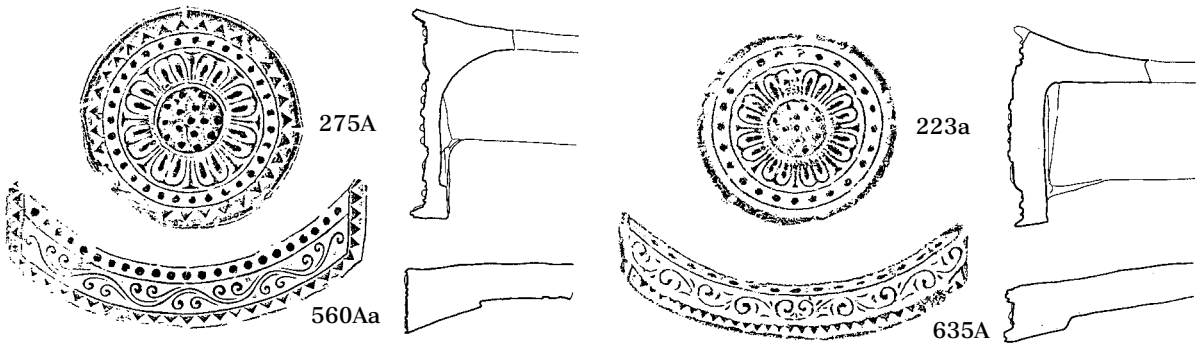

図1　老司Ⅰ式(左)・鴻臚館Ⅰ式(右)軒瓦(1/6)

石松好雄氏は、老司I式については、小田説を受けて7世紀末から8世紀初頭(石松1982)ないし「700年前後」(石松1987)としたが、Ⅱ式について、小田氏が8世紀中頃としていた(小田1957･58)のに対し、81次調査SB2300柱穴の所見から、第Ⅱ期政庁所用の鴻臚館式より先行しI式と大差ないとした(石松1982)。

高橋章氏は、鴻臚館I式が養老年間後半頃と推定でき、SB2300での所見から老司Ⅱ式が鴻臚館I式より先行することから養老年間前半以前と位置付け、「老司式瓦は694年～720年の間に製作された可能性が高」く、老司I式は造営督促(709)の詔が発せられるに至った頃には成立していた可能性が強いとした(高橋2007b)。老司Ⅱ式については、SB2300での所見から鴻臚館I式に先行し「養老年間前半以前」に位置付けられ、大宰府政庁Ⅱ期建築に伴って、興福寺･平城宮等の技術･工人の影響を多分に受けて製作されたとみる(高橋2007b)。

森郁夫氏は、老司式軒平瓦は、偏行唐草文の特徴から本薬師寺式ではなく藤原宮式の系統に属すから、老司式の制作年代が本薬師寺に先行ないし並行することはありえず、本薬師－藤原宮の系譜からみれば、藤原宮造営時に偏行唐草文が採用された後に老司式が製作されたとし、藤原宮造営開始(692)以降、さらに絞って和銅2(709)年の督促令との深い関連を示唆した(森1983)。

栗原和彦氏は森氏に賛意を表し、観世音寺の本格的造営は和銅2年の督促令以後であり、老司I式を8世紀初頭以後とみた(栗原1993)。老司Ⅱ式については、大宰府政庁Ⅱ期整備段階(8世紀第1四半期末頃)には補助的にしか使われておらず、すでにその役目を終えていたとみなし、政庁第I期終末とする石松氏(石松1982)に賛意を表し、鴻臚館I式より先行し、「大宝令下のある時期(8世紀初頭)」とした(栗原2002)。

こうしてみると、問題の所在は老司I式と本薬師寺式･藤原宮式と系統的･年代的関係であり、特に近年進展してきた藤原宮式の編年研究成果に照らして、藤原宮式の細分段階との関係を細かく詰めることであろう。そこでまず藤原宮式の型式変化を確認し、あらためて老司I式との関係を検討する。

B. 本薬師寺式･藤原宮式軒瓦の型式変化(図2)

老司式の祖型を考えるために、本薬師寺式･藤原宮式の特徴、および藤原宮式の型式変化を確認しておく。以下、瓦の型式番号は奈文研設定のものを用いる(奈文研･奈良市1996)

①. 本薬師寺式

本薬師寺では、金堂本屋根用に6121A－6647G、6121B－6647Cb･Cc、裳階用に6276E－6647I、東塔･中門･南回廊は、本屋根用に6276Aa－6641H、東塔裳階用に6276E－6641Kが用いられた(花谷1995･96)。裳階用小型品を省略して他の特徴を記す。軒丸瓦6121Aは単弁蓮華文、6276Aは複弁蓮華文という差異があるが他の特徴は共通し、大きな中房に1+5+9の蓮子を配し、蓮子の周囲に円圏、間弁A系統、蓮弁は肉彫り風で照りむくりを持つ。外区に珠文、外縁に線鋸歯文を密に配す。外区･外縁の境に2重圏線をもつ。6121Bは蓮子が1+4+8で周圏をもたず、外区･外縁間に圏線がない点が6121Aと異なる。軒平瓦6647C･G･Iは上外区珠文、下外区線鋸歯文の変形忍冬唐草文である。6641H･Iは、内区に右偏行唐草文、上外区に珠文、下外区･脇区に線鋸歯文をもつ。茎の振幅は大きく、支葉形状は2葉の大支葉とそ

れに逆行する1葉の小支葉からなる。大支葉は1個を除いて、他はすべて茎から遊離する。長く尾を引く支葉は波打ち抑揚がある。大支葉と逆方向に反転する小支葉を持ち全体として躍動感に富むことが、藤原宮式の偏行唐草文軒平瓦との明瞭な相違である。

②. 藤原宮式

藤原宮の存続期間は短いが、藤原宮式軒瓦にも型式変化があることが指摘されてきた。既往の説を確認しておく。

花谷浩氏は、大脇潔氏が藤原宮の軒瓦を製作技法と胎土・焼成によって8グループに分けた研究（大脇1978）を継承し、15グループに分け、数グループの生産地を新たに明らかにした。そのうえで、藤原宮の瓦の生産地は大和盆地内と大和盆地外に2大別でき、両者は製作技法と瓦当文様を異にし、大和盆地外の方が先行し、後に大和盆地内に主力が移ったと考えた（花谷1993・1998）。

近江俊秀氏は文様の推移から大まかに編年した上で、大和盆地内の瓦窯の操業開始時期について、高台・峰寺、日高山→安養寺、西田中・内山とした（近江2000）。

石田由紀子氏は、大脇潔氏（大脇1978）・花谷氏・山崎氏の研究を受けて藤原宮造営過程を3段階に分けた。宮大垣、特に東面大垣から着手（1段階）、ある程度大垣の整備ができた後、大極殿および朝堂院東第一堂・東第二堂を造営（2段階）、その後朝堂院東第三堂以下を造営（3段階）。操業した瓦窯の推移としては、大和外の諸窯が先行し主として大垣用の瓦を作り、その後は日高山瓦窯→高台・峰寺瓦窯→安養寺、西田中・内山瓦窯の順で操業を開始し、大極殿院や朝堂院など宮中枢部を造営する段階では日高山が停止し、高台・峰寺、安養寺、西田中・内山瓦窯に集約されたと考えた（石田2008）。

宮中枢部より大垣の造営が先行するという説については、大垣周辺でも宮中枢部で使用される偏行唐草文軒平瓦が一定量含まれることから、大垣の整備が宮中枢部の造営開始と同時かやや遅れるとする批判（林部2001）、あるいは東面北門の調査で6279Bが多く出土したことに基づく批判もあるが（近江2000）、門・大垣調査区での出土比率は、周辺地域での建物変遷史が不明な場合は参考値に留まるし、葺き替えの可能性も考慮されていないので花谷・石田説に従っておく。

◎以上の諸説を踏まえて、藤原宮式の型式変化を確認しておく。大和盆地外産の諸型式が先行するとみる説が妥当であるとすれば、軒丸瓦は6274Aa・B、6276C・F、6278A・B・C・D・E・F、軒平瓦は6646A・Ba・Bb・E・F、6647A・B・C・D・Eの諸型式が含まれる。牧台瓦窯製の6276C・F、6647Cは本薬師寺所用瓦の系統であるので除き、他の諸種を便宜的に藤原宮式古段階と呼び、その特徴を纏める。いずれも粘土板巻き付け技法で製作される。軒丸瓦では中房の蓮子が二重、蓮弁が長め、間弁A系統、外区の珠文と外縁の鋸歯文が密という共通性がある。蓮弁の表現は、6274・6276が肉彫り風で照りむくりを持つのに対し、6278が平板・線的で照りむくりに乏しく、瓦当文様の一般的型式変化に照らせば一見後出的に見えるが、弁が大きく長い点は古い要素である。6274Aa（和泉産）・6274B（淡路産）、6278C・E（讃岐東部産）は蓮子に周環をもつ（山崎1995）。軒平瓦は上外区珠文、下外区線鋸歯文の変形忍冬唐草文である。

以上の諸型式に遅れて大和盆地内で製作された諸型式には、軒丸瓦6233A・B、6271A・B・C（久米瓦窯）、6273A・B・D、6274A（和泉からの笵持込）、6275A・B・D・E・H・I・J、6279A・B、6281A・B、軒平瓦6641A・C・E・F・N、6642A、6643A・B・C・D、6646C、がある。製作技法は粘土紐巻き付け技法が主体となる。このうち久米瓦窯の6271A・B・Cは外縁に面違鋸歯文をもち、これらは文様としては古い要素をもつ。それらを除いた残りについては、古段階の要素を継承するもの（中段階）と、平城宮式の先駆的要素を持つもの（新段階）とがある。

◎中段階の6273A・Bは、中房の蓮子が二重（1+5+9）、蓮弁が長めだが照りむくりが弱くなり、間弁A系統、外区の珠文（40）と外縁の凸鋸歯文（64・65）が密。藤原宮で主体をなすA・B・Cは蓮子周囲に円圏がない。6273A・Bと大極殿院で組み合う6641Eは、上外区珠文、下外区線鋸歯文の偏行唐草文である。波状の茎の振幅は大きいが、各単位の支葉の形状が不揃いで、2個が茎に接し、尾も抑揚を欠くものが多く、全体として乱れた印象を与える。

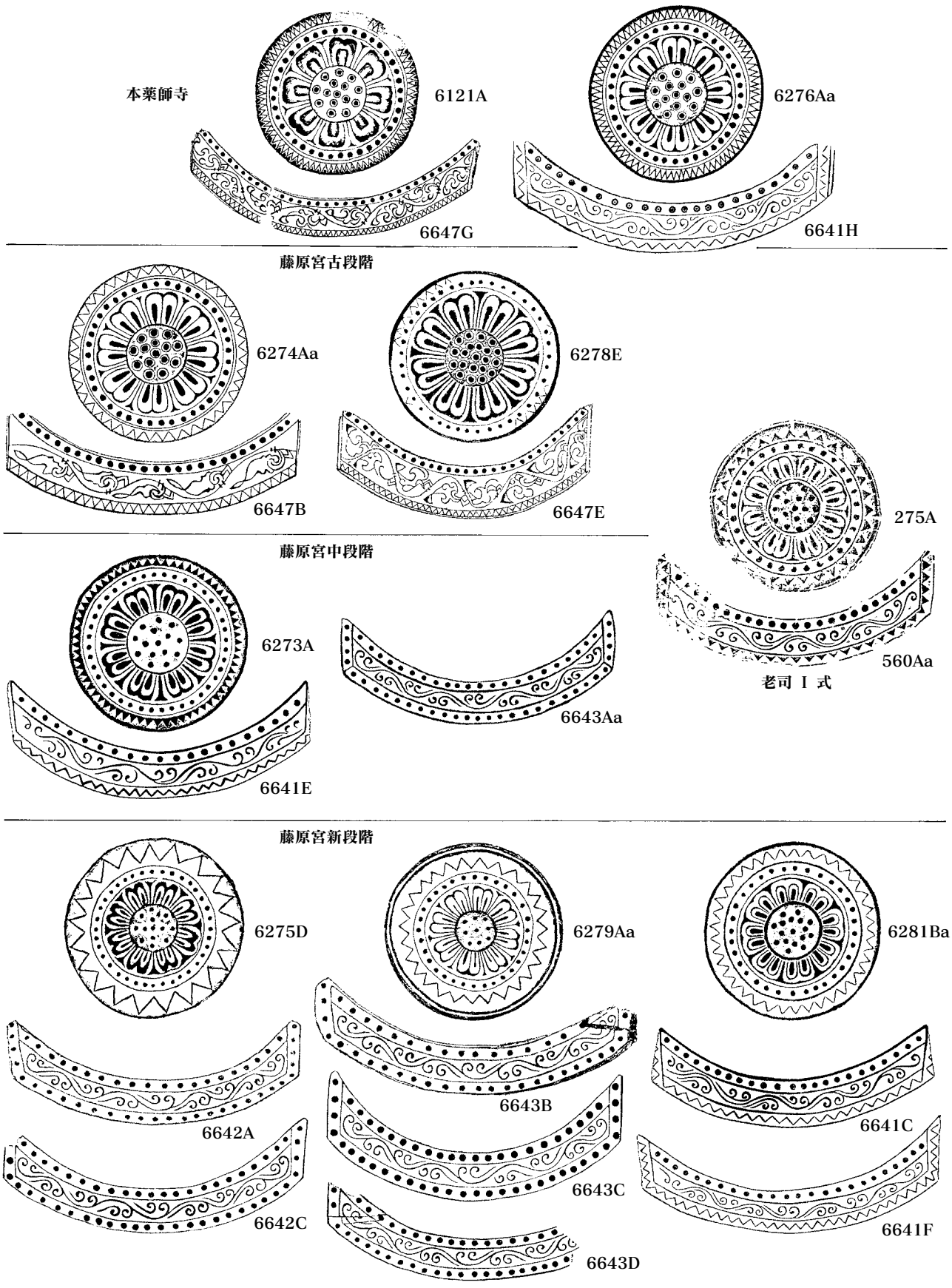

図2　藤原宮式の変遷と老司Ⅰ式の位置付け(⅙)

◎新段階の6275は中房の蓮子が二重、間弁A系統、外区の珠文が密な点は古い要素であるが、蓮弁が短く矮小となり、外縁の鋸歯文が粗く大きくなる。6275A・Dと朝堂院回廊などで組み合う6642A・C、6643Cは外区珠文の偏行唐草文である。波状の茎の振幅がやや小さく、6642A・Cは各単位の支葉の形状は揃うが、半数が茎に接し、支葉の尾や巻きの表現は抑揚を欠く。6643Cは支葉の4個が茎に接し、支葉の尾や巻きの表現に抑揚を欠くものがある。

6279A・Bは中房が小さく蓮子が一重(1+6or8)となる。蓮弁が短く矮小となり、外縁の鋸歯文が粗く大きくなる。6279Aと朝堂院回廊で組み合う6642A・C、6643B・Dは、外区珠文の偏行唐草文である。波状の茎の振幅がやや小さく、各単位の支葉の形状は揃うが、半数が茎に接し、支葉の尾や巻きの表現は抑揚を欠く。なお6279Bは藤原宮東面北門の調査(藤原宮第27次)で多く出土し、6646Cと組むと指摘されている(山崎1995)。6646は古段階の文様であるが、6646Cは山背大宅廃寺I類軒平瓦の笵型を大和の某所に移して製作されたことが明らかにされており(山崎1995)、中段階以降の製作年代でも問題ないが、新段階まで下らせて良いかは検討を要する。

6281A・Bは中房が大きく蓮子が2重な点は古い要素であるが、藤原宮式で唯一間弁の先端が延びて蓮弁を囲むB系統であり、平城宮第I期の6284A・C・D・E・F、6304C・Dに継承される。6281A・Bと朝堂院で組み合う6641C・Fは、上外区珠文、下外区・脇区線鋸歯文の偏行唐草文である。波状の茎の振幅が6641Eに比して小さくなり、各単位の支葉の形状が不揃いで、4～6個が茎に接し、支葉の尾も抑揚を欠くものが多く、全体として乱れた印象を与える。

以上の藤原宮式の型式変化をまとめておく。軒丸瓦については、老司I式は間弁A系統であるので、B系統の6281を除外して他の型式について扱う。

粘土板巻き付け技法(古段階)　→粘土紐巻き付け技法(中・新段階)

軒丸瓦では、

中房大で蓮子2重(古・中段階、新段階の一部)　→中房小で蓮子一重(新段階の一部)
蓮弁長め(古・中段階)　→短め(新段階)
外縁の鋸歯文密(古・中段階)　→粗(新段階)
蓮子に周環(古段階の一部)　→無し(古段階の一部、中・新段階)

軒平瓦では、

上外区珠文・下外区鋸歯文(古・中段階、新段階の一部)　→外区珠文(新段階の一部)
変形忍冬唐草文(古段階)　→偏行唐草文(中・新段階)
茎振幅大(古・中段階)　→振幅小(新段階)
支葉のほとんどが茎から離れる(古段階)　→茎に接する支葉が増加(中・新段階)

各段階の実年代については、天武末年(680年代前半)の藤原宮下層運河から淡路産の軒平瓦6646が出土しており(花谷1998)、大和盆地外での藤原宮瓦生産開始が天武末年まで上る(花谷1996a)。史料上の大極殿の初見は文武2(698)年であるから、大極殿所用の6273B―6641E(中段階)の製作は698年以前となる。朝堂院も完成していれば、6275A・D、6279A、6281A・B―6642A・C、6643B・C・D(新段階)の製作も698年以前となる。藤原宮のすぐ南の日高山瓦窯の操業停止が持統10(696)年の「南門」における大射以前とすれば、日高山で製作された6233Aa・Ab・Ac、6274Ab・Ac、・6275E・I、6279Aa、6643Aaは696年以前に存在しており、すでに新段階が出現していたことになる。天武末年から遷都直後までの時間幅に3段階が収まる。当然ながら、笵が使えれば製作は続くので、製作年代は作笵年代よりもかなり下り得る。藤原宮内の官衙地区は大宝令施行(701)に伴う官制改革で大改造されており(花谷1996a)、このとき相当量の瓦が必要とされれば、すでに存在する笵の再利用で製作されたであろう。

C. 老司式軒瓦の祖型と年代(図2)

続いて、ここで検討した藤原宮式の型式変化を念頭に、あらためて老司I式の祖型と年代を検討する。

①. 祖型の検討

老司I式軒丸瓦275Aは、大きな中房に1+5+10の蓮子、蓮子の周囲に円圏、中房の周囲に円圏、間弁A系統の複弁蓮華文、蓮弁は肉彫り風で照りむくりを持つ。外区に珠文、外縁に凸鋸歯文をもつ。

老司I式軒平瓦560Aは、内区に左偏行唐草文、上外区に珠文、下外区・脇区に凸鋸歯文をもつ。茎の振幅は大きく、支葉形状は2葉とも遊離し長く尾を引く単一種である。大支葉と逆方向に反転する小支葉を持たない。粘土紐桶巻き作りで、古手のものは削り出し段顎である。

本薬師寺式との作笵の時間的関係について、軒丸瓦では決めがたいが、軒平瓦では大支葉と逆方向に反転する小支葉を持たない点で、老司I式の方が後出する(森1983)。したがって、本薬師寺式より新しいことは確かである。

老司I式は、藤原宮式軒瓦の変化に照らせば、軒丸瓦が、大きな中房、二重の蓮子、蓮子周囲の円圏、長めで照りむくりの強い蓮弁を持つ点で古段階相当となる。茎の振幅が大きく、支葉がすべて茎から離れ、表現に抑揚と躍動感に富む点で、藤原宮式中・新段階より古い様相を持つが、藤原宮古段階には扁行唐草文が見られず粘土板技法である点を勘案すれば、中段階相当とするのが妥当であろう[注1]。軒丸瓦・軒平瓦全体として、中段階並行ではあるが、中段階・新段階から直接に老司I式が出てくるとは考えにくく、老司I式と中・新段階は兄弟の関係にあるとみなせる。

②. 年代の検討

※作笵年代

老司I式の系譜をこのように考えると、当然ながら出現年代―作笵年代も再検討を要す。

屋根瓦の場合、土器などと異なり、古い時代の瓦が屋根に乗り続けているから、古い要素を模倣した瓦が模倣元より下った時期に造られる可能性が潜在するので、老司I式の文様が藤原宮中段階並行まで遡っても、製作年代も上がるとは限らないという批判がありえよう。しかし、山田寺式や法隆寺式(奈文研型式番号37・216・217)の数十年間の型式変化を見れば(佐川2002・花谷1992・毛利光1992)、製作年代が下るものはモデルとは何らかの差異が生じており識別できる。また、平城宮遷都当初に製作された平城宮軒瓦編年第I期の諸型式は、型式上藤原宮式の系譜を引くものであっても、藤原宮式とは明瞭に区別できる差異を持つ。したがって上述したように藤原宮中段階並行の特徴を持つ老司I式が、新段階以降に製作される蓋然性は少ないであろう。

※製作年代※

以上のように老司I式の作笵年代を藤原宮式中段階並行期まで上げる場合、実際の制作年代をどこまで上げるかが問題となる。

そこでまず、軒丸瓦の製作技法に注目する。老司I式軒丸瓦に特徴的な裏面下半部の凸帯は本薬師寺式・藤原宮式にはまったく見られないから、軒丸瓦の瓦当文様デザインは中央で決定されたものの、製作に当たっては西海道在来の瓦工に委ねられたとみられる。その瓦当裏面下半部の凸帯の由来について、かつて森郁夫氏は肥後地方の「技法II」からの系譜を考えたが(森1983)、高橋氏・杉原氏が指摘するように(高橋2007b・杉原2007)、興善寺廃寺の軒丸瓦は8世紀中頃のものであり森説には無理があり、近年では新羅系軒丸瓦の製作技術からの影響を考える説が有力になっているという(杉原2007)。

影響を考えるにしても、瓦当文様それ自体は藤原宮式系統であるから、瓦当裏面の作り方に対する新羅系軒丸瓦の影響関係を確証するのは難しいが、かりに新羅系軒丸瓦からの製作技術の系譜を認める場合、製作年代観については、どう考えられるか詰めておこう(図3)。

新羅系軒瓦のうち天台寺・虚空蔵寺の軒丸瓦の内区文様が妙心寺鐘・観世音寺鐘の撞座に似ており、両寺の軒平瓦の唐草文が妙心寺鐘上帯の唐草文に似ていることはつとに指摘されてきた(小田1961)。森貞次郎氏は天台寺例が妙心寺鐘より先行するとし(森1983)、真野一夫氏も、初唐・統一新羅・日本の類似した唐草文を比較して同じ結論に達した

（真野1996）。妙心寺鐘は「戊戌年」すなわち文武天皇2（698）年の製作であり、観世音寺鐘の方が先行するとみる点で諸説一致する（森1983、西村1984、）。森氏は天武11（682）年に筑紫大宰多治比真人嶋が作らせた大鐘を観世音寺鐘に当て、新羅系瓦を出す寺院の創建を682～698年の間に考えた。栗原和彦氏は、観世音寺鐘の偏行忍冬唐草を、観世音寺出土の偏行忍冬唐草文軒平瓦541A（老司I式並行と考えられている）の系統に置き、藤原宮の時期以降とし、691～698年とした（栗原1991）。したがって観世音寺鐘の上限年代観については説が割れているが、いずれにせよ天台寺の軒瓦を690年代前半まで上げることは可能であり、藤原宮式中段階と併行して存在しえる。

新羅系軒瓦の中でも垂水廃寺の軒丸瓦は中房周囲の蓮が圏線と化し外縁の唐草文が単純な渦文と化し、軒平瓦の偏行唐草文の振幅が浅くなっており年代の下降が伺える（小田1961）とともに、軒丸瓦裏面下半部の凸帯がなくなっているから、新羅系瓦の瓦工が老司I式の製作に関わったとすれば、天台寺・虚空蔵寺例など初期の時期に限られよう。こう考えれば、老司I式の製作年代は作笵年代と同じ頃に上限を置けるだろう。もちろんこれは製作開始年代であって、軒丸瓦では三宅廃寺、軒平瓦では三宅廃寺・筑前国分寺・般若寺の出土品は、老司瓦窯・観世音寺出土品とは異なった技法で製作されており、笵傷進行や彫り直しから見て製作時期が下降すると判明している（斎部2008）。

※使用年代

続いて遺跡における共伴遺物の検討を行なう。軒瓦の場合、作笵年代と製作年代、使用年代（屋根への葺き上げ）は互いに近接する場合もあるが、笵が使える限り何度も使うため製作年代は幅を持ち、製品のストックがありえるので使用年代も製作年代と一致しないことがある。それを了解した上で、老司I・Ⅱ式の使用年代を確認しておく。

老司I式・Ⅱ式が土器や木簡を伴って出土した事例は、きわめて少なく諸氏が用いる事例は、観世音寺SE3680、政庁前面SD2340、政庁正面広場SB2300柱穴の3件である。

大宰府政庁前面SD2340の最下層から木簡を伴って瓦類が出土した（九歴1984･85）。木簡の紀年銘は天平6（734）年・天平8（736）年があるが、郡名表記では和銅年間前後のものがあり、土器類と合わせると溝の機能期間は和銅年間前から天平末頃までである（石松1987）。下層から、老司Ⅱ式のセット（275B･560Ba）、鴻臚館I式のセット（223a･635A）、外区・外縁が同一平面となり内区より一段高い軒丸瓦285A、老司式系統の軒丸瓦290B、偏行唐草文軒平瓦582が出土した。高橋氏は瓦類の下限年代を天平6年以前とし（高橋2007a）、杉原氏は瓦類の使用が「8世紀第2四半期の中で理解される」とした（杉原2007）。溝の最下層の形成年代が天平8（736）年以降であり、その年代には共伴軒瓦がすでに存在したことは言える。また出土土器の様相から、溝の埋没は開削から短期間後であり「天平年間」とされているから（九歴1984）、瓦類の出現年代が「736年～740年代」以前ということ以上は意味しない。

観世音寺SE3680は、7世紀末の構築で8世紀第2四半期の早い時期に廃絶した（九歴1991）。老司I式のセット（275A･560Aa）、外区・外縁が同一平面となり内区より一段高い軒丸瓦286･315、偏行忍冬唐草文軒平瓦541Aが、廃絶寺に一括投棄された状態で出土した（九歴1991）。杉原氏は使用年代の下限を示す資料と位置づけた（杉原2007）。8世紀第2四半期の早い時期には共伴軒瓦がすでに存在したということ、つまり出現年代が8世紀第2四半期の早い時期以前ということ以上は意味しない。

政庁正面広場SB2300柱穴では柱掘形から老司Ⅱ式、「柱痕跡」から鴻臚館I式が出土し、老司Ⅱ式と鴻臚館I式の前後関係では老司Ⅱ式のほうが古く、その出土須恵器から杉原氏は老司Ⅱ式の下限が8世紀第1四半期以前とした（杉原2007）。これも老司Ⅱ式の出現年代が8世紀第1四半期以前ということ以上は意味しない。

残念ながら、以上の遺跡での所見によって軒瓦諸型式の出現年代を決めることはできない。

※観世音寺金堂の創建年代

老司I式の使用年代の一環として、老司I式そのものでなく、老司I式を用いた建物として、観世音寺金堂の創建年代に触れておく。金堂瓦積基壇中の平瓦に偏行忍冬唐草文軒平瓦541A（図3）･Bと同じ格子文平瓦があるが、**小田富士雄**氏は、122次SE3680で541Aと共伴した老司式をI亜式（710年代）と評価することによって、SE3680出土瓦（275A･286･315･560Aa･541A）を観世音寺造営Ⅱ期（709～711）に比定し、金堂の造営を「和銅年間の督促に伴う造営」と考えた（小田

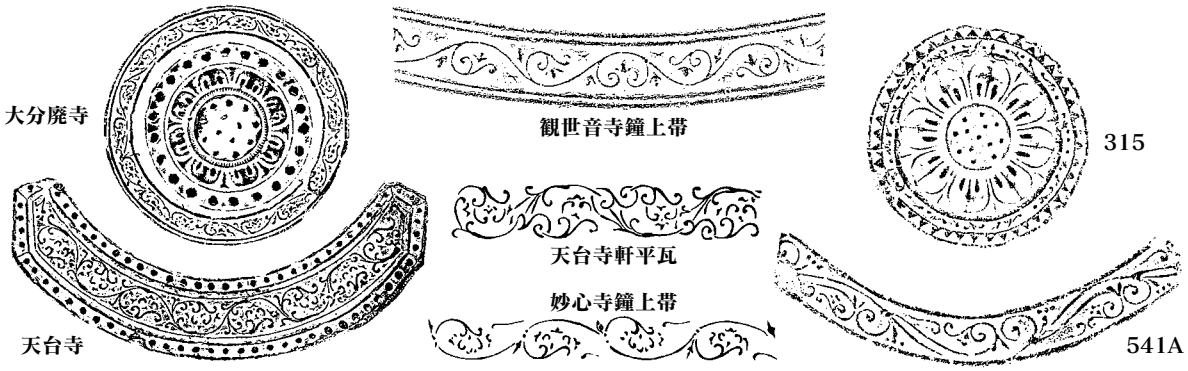

図3　軒瓦の唐草文・梵鐘の唐草文(1/6)

2006)。高橋章氏は541Aが老司Ⅱ式とほぼ同時期ないし若干遡る頃とし、老司Ⅱ式を和銅末～養老初期(714～720)に置くので、金堂基壇着工を養老2(718)年を少し遡る頃からとみた(高橋2007a)。総じて710年代と見るのが主流の説のようである。しかし別の考え方もできる。

礎石式・基壇建物の建設に際して、版築で大き目の土壇を築き、建物本体を完成させた後に、基壇外装を仕上げとして完成させた手順は飛鳥の寺院跡で知られる。文武朝大官大寺の塔は瓦を葺き隅木先飾金具や風鐸を取り付けていたが、基壇化粧を施す前に消失した。回廊も瓦葺きの途中で消失したが、基壇外装は施されていない。こうした手順が一般的であったとすれば、基壇外装の施行は当該建物建設の最終段階であるから、観世音寺金堂の外装施行年代をただちに金堂の造営開始年代と同一視はできないし、屋根に葺いた瓦の製作年代と見なすこともできない。基壇の瓦積に541A・Bと同時期の平瓦が用いられた事情として、老司I式に伴う平瓦がすでに余っていなかった可能性すら考えられる。

以上の検討によって、老司I式の作笵年代を藤原宮式中段階並行期まで引き上げることに対して大きな障害はないと言えよう。

D. 老司I式成立の背景(表1)

①. 老司I式文様出現の背景

花谷浩氏は、藤原宮式軒瓦の場合、文様が大和盆地内・盆地外の複数の生産地でそれぞれ共通することから、文様の決定に当たって、中央の強い意志が背景にあったと推測している(花谷1993)。このような文様決定における「意志」は藤原宮式のみならず中央が関与した他の事業にも及ぼされたとみられる。

山崎信二氏は、老司式と藤原宮式の軒平瓦の文様を比較して、老司式が「左偏行唐草文+珠文+鋸歯文」であるのに対し、藤原宮では「6641：右偏行唐草文+珠文+鋸歯文」「6642：右偏行唐草文+珠文+珠文」「6643：左偏行唐草文+珠文+珠文」であり、重複が避けられ明瞭に使い分けられていることから、「藤原宮では使用しない九州の老司式用の独特の文様をあらかじめ用意した」と推定した(山崎1995)。

この説のように、藤原宮式とは差異を持つように意識的に文様が選択・決定されたとする説には説得力がある。もっとも、山崎氏が、老司式の最初期のものが藤原宮軒瓦の最初期のものよりも若干遡る可能性があり、老司式軒平瓦と藤原宮軒平瓦の文様の使い分けは、前者がすでに存在していたので、それを避けて後者の文様を選択した結果だと考えたのは、朱鳥元(686)年が観世音寺の実質的造営開始なのに対し、藤原宮の造営開始は持統6(692)年の地鎮祭以降と考えたことによる。しかし、天武末年(680年代前半)の藤原宮下層運河から淡路産の軒平瓦6646が出土しており(花谷1998)、大和盆地外での藤原宮瓦生産開始が天武末年まで上るのであれば、やはり藤原宮式の出現自体は老司式より遡ると考えた方が良い。山崎氏が注目した老司式と藤原宮との軒平瓦の造り分けは、藤原宮式中段階に、上外区珠文、

表1　老司Ⅰ式軒瓦関連年表

西暦	年号	天皇	藤原宮・京ほか	薬師寺	大官大寺・大安寺	観世音寺関連	西暦
670	天智9	天智					670
671	10	〃	天智死去			天智、この頃発願	671
672	天武1	天武	壬申の乱。飛鳥浄御原宮に遷都。				672
673	2	〃	大海人皇子、飛鳥浄御原宮で即位。		造高市大寺司任命		673
674	3	〃					674
675	4	〃					675
676	5	〃	新城に都造ろうとし果たさず。				676
677	6	〃			高市大寺を大官大寺と改称		677
678	7	〃			（天武朝大官大寺）		678
679	8	〃					679
680	9	〃		建立発願			680
681	10	〃	飛鳥浄御原令編纂開始				681
682	11	〃	新城に幸す。	着 工		多治比真人嶋大鐘を貢す	682
683	12	〃	諸国境界を定め始める。				683
684	13	〃	天皇、宮室の地を定める。				684
685	14	〃	天皇不予		三寺で読経		685
686	朱鳥	天武→持統		本尊薬師像鍍金未了	五寺で無遮大会	封 200 戸施入。川原寺の伎楽を筑紫に運ぶ。	686
687	持統1	持統					687
688	2	〃		無遮大会			688
689	3	〃	草壁皇子死去、浄御原令施行				689
690	4	〃	高市皇子・天皇、藤原の宮地を視察。この頃、藤原不比等官途につく。				690
691	5	〃	新益京地鎮祭。右大臣以下に新益京宅地を配分。				691
692	6	〃	藤原宮地鎮祭	講堂阿弥陀仏繍帳造る			692
693	7	〃					693
694	8	〃	藤原宮に遷居				694
695	9	〃			（文武朝大官大寺）		695
696	10	〃	公卿百寮、南門に射す。				696
697	文武1	持統→文武	軽皇子立太子	仏像開眼会	↑		697
698	2	文武	大極殿で受朝。「大極殿」初見。	構作ほぼ終る	↑	糟屋評造春米広国鐘を鋳造（妙心寺鐘）	698
699	3	〃			九重塔造営（扶桑略記）		699
700	4	〃	刑部親王・藤原不比等に律令を撰定させる。		↓		700
701	大宝1	〃	大宝律令完成		↑	5年後に封戸を停止する太政官処分。	701
702	2	〃	遣唐使出発。持統太上天皇死去		文武朝	上座郡園地 49 町施入	702
703	3	〃		四寺で設斎	九重塔・金堂造営（縁起）	園地・焼塩山等施入	703
704	慶雲1	〃	大宝遣唐使第一次帰国		↓	縁起作られる ↑	704
705	2	〃				↑	705
706	3	〃				中断期①	706
707	4	文武→元明	諸王臣五位以上に遷都を論議させる。			↓	707
708	和銅1	元明	平城遷都の詔。平城宮鎮祭			↑	708
709	2	〃				造営督励詔発布。鉄釜・墾田 16 町施入。	709
710	3	〃	平城京遷都				710
711	4	〃	藤原宮焼亡		大官大寺焼亡	水田 12 町余施入	711
712	5	〃			↑	↑	712
713	6	〃			↑	↑	713
714	7	〃			↑	↑	714
715	霊亀1	元明→元正			↑	↑	715
716	2	元正			大安寺平城京移建	↑	716
717	養老1	〃			↑	中断期②	717
718	2	〃		薬師寺平城京移建（続紀）	↑	↑	718
719	3	〃			↑	↑	719
720	4	〃			↑	寺領田園山林図作られる	720
721	5	〃			↑	↓	721
722	6	〃		僧綱を止住させる。	↑	↓	722
723	7	〃			↑	僧満誓、勅により造寺別当として派遣される。	723
724	神亀1	元正→聖武			↑		724
725	2	聖武			↑		725
726	3	〃			↑		726
727	4	〃			↑		727
728	5	〃			↑		728
729	天平1	〃			道慈に大安寺を改造させる。		729
730	2	〃		東塔建立	↑	衣服・伎楽面施入の太政官符	730
731	3	〃			↑		731
732	4	〃			↑		732
733	5	〃			↑		733
734	6	〃			↑		734
735	7	〃		大般若経転読。	大般若経転読。	疫瘡流行。「府大寺」で読経。	735
736	8	〃			↑		736
737	9	〃			↑		737
738	10	〃			↑	5年を限り封 100 戸施入	738
739	11	〃			↑		739
740	12	〃			↑		740
741	13	〃			↑		741
742	14	〃			↑		742
743	15	〃			↑		743
744	16	〃			↑		744
745	17	〃			↑	僧玄昉造営のために派遣される。	745
746	18	〃			↑	造寺完成供養、玄昉怪死	746
747	19	〃			↑		747
748	20	〃			↑		748
749	天平感宝 天平勝宝1	聖武→孝謙			↑		749
750	2	孝謙			↑		750
751	3	〃			↑		751
752	4	〃			↑		752

表2　鴻臚館Ⅰ式軒瓦関連年表

西暦	年号	天皇	平城宮・京ほか	土器編年	瓦編年	興福寺	筑紫大宰・大宰府	西暦
670	天智9	天智						670
671	10	〃					筑紫率（任）栗隈王	671
672	天武1	天武		飛鳥Ⅲ		山階寺を飛鳥厩坂に移す。	壬申の乱。筑紫大宰栗隈王、近江方の出兵要請を拒否。	672
673	2	〃						673
674	3	〃		↓				674
675	4	〃		……				675
676	5	〃		↑			筑紫大宰屋垣王	676
677	6	〃						677
678	7	〃					筑紫大地震	678
679	8	〃						679
680	9	〃						680
681	10	〃						681
682	11	〃					筑紫大宰丹比嶋	682
683	12	〃						683
684	13	〃		飛鳥Ⅳ				684
685	14	〃		SD1901A				685
686	朱鳥	天武→持統						686
687	持統1	〃						687
688	2	〃						688
689	3	〃					浄御原令施行。筑紫大宰粟田真人。筑紫大宰帥（任）河内王	689
690	4	〃					筑紫大宰河内王	690
691	5	〃						691
692	6	〃					筑紫大宰率河内王。大隅・阿多に僧侶を派遣し仏教を伝える。	692
693	7	〃		↓				693
694	8	〃		……			筑紫大宰率河内王。筑紫大宰率（任）三野王	694
695	9	〃		↑				695
696	10	〃						696
697	文武1	持統→文武						697
698	2	文武		SE1105			多禰嶋・南島に覓国使派遣。大野・基肄・鞠智城修治。	698
699	3	〃					三野・稲積城修治	699
700	4	〃					薩摩・大隅の豪族、覓国使を剽却。筑紫惣領（任）石上麻呂	700
701	大宝1	〃					大宝律令制定。大宰府正式に成立。	701
702	2	〃	遣唐使出発。持統太上天皇死去				薩摩・多禰征服。薩摩国成立。 大宰帥（兼）石上麻呂。	702
703	3	〃						703
704	慶雲1	〃	大宝遣唐使第一次帰国	飛鳥Ⅴ				704
705	2	〃		平城Ⅰ			大宰帥（兼）大伴安麻呂	705
706	3	〃					慶雲三年格	706
707	4	文武→元明	諸王臣五位以上，遷都を論議。					707
708	和銅1	元明	遷都詔。造平城京司任命。		……		大宰帥（兼？）粟田真人	708
709	2	〃		SD 1900A	↑			709
710	3	〃	平城遷都			厩坂寺を移し興福寺とする（興福寺縁起）		710
711	4	〃						711
712	5	〃			Ⅰ－1期			712
713	6	〃					大隅国設置。	713
714	7	〃		↓	↓	金堂供養か？　維摩会を興福寺に移修。		714
715	霊亀1	元明→元正	「大極殿」初出	……	……		大宰帥（任）多治比池守	715
716	2	元正		↑	↑			716
717	養老1	〃		SD4750			多治比池守受賞	717
718	2	〃	養老律令撰定。元興寺平城京移建。	6BYSSE047	Ⅰ－2期			718
719	3	〃						719
720	4	〃			↓	不比等死去。造興福寺仏殿司設置。	筑紫大宰帥（任）阿部比羅夫。隼人反乱。	720
721	5	〃	藤原武智麻呂、宮内を改作。		……	北円堂建立	城門災	721
722	6	〃		平城Ⅱ	↑			722
723	7	〃						723
724	神亀1	元正→聖武		SD12695				724
725	2	聖武			Ⅱ－1期			725
726	3	〃				東金堂建立		726
727	4	〃		SK2102				727
728	5	〃		SD485			大宰帥大友旅人	728
729	天平1	〃	長屋王変。藤原光明子立后	↓	↓		大宰府	729
730	2	〃		……	……	五重塔建立	大宰帥大友旅人、梅花の宴	730
731	3	〃		↑	↑			731
732	4	〃						732
733	5	〃						733
734	6	〃				西金堂建立		734
735	7	〃				大般若経転読。	疫瘡大流行。「府大寺」に読経させる。	735
736	8	〃		SD5300				736
737	9	〃	疫瘡大流行。藤原四卿死す。	SD5310	Ⅱ－2期		疫瘡大流行。	737
738	10	〃					新羅使を大宰府で饗応し、入京させず放還。	738
739	11	〃		SD5100				739
740	12	〃	藤原広嗣の乱。恭仁遷都。				大宰少弐藤原広嗣の乱	740
741	13	〃	国分寺・国文尼寺建立の詔					741
742	14	〃		平城Ⅲ			大宰府廃止、筑前国司が機能代行	742
743	15	〃	墾田永代私有令				筑紫鎮西府を置く	743
744	16	〃	難波遷都		↓			744
745	17	〃	平城環都		……		大宰府を復置。管内諸司に印十二を給す。	745
746	18	〃			↑	講堂本尊造立		746
747	19	〃			Ⅲ－1期			747
748	20	〃			↓			748
749	天平感宝 天平勝宝1	聖武→孝謙			……			749
750	2	孝謙		……	↑			750
751	3	〃					墾田限度500町と定めらる	751
752	4	〃	東大寺大仏開眼	平城Ⅳ	Ⅲ－2期			752

筑紫役

下外区線鋸歯文で右偏行唐草文の6641のデザインを念頭にそれと差異化できるように、上外区珠文、下外区凸鋸歯文で左偏行唐草文の老司I式をデザインした結果と考えればよかろう。なお山崎氏は、藤原宮の紐作りと、老司I式における紐作りとの有機的な関連を唱え、観世音寺造瓦にたずさわった工人の一部が藤原宮の造瓦開始に伴って大和へ移動したことを想定しているから、藤原宮の紐作りも老司I式の紐作りの導入と考えている節がある。しかしこれも、藤原宮式の紐作りが老司I式に導入されたと考えて不都合がない。

森郁夫氏は、観世音寺に本薬師寺や大官大寺で用いられた瓦当文様が伝えられずに、「宮の瓦当文様（藤原宮式系）がもたらされたところに観世音寺造営時における中央政府の意志の一端が反映されて」おり、和銅2年の督促令は、平城遷都をひかえて律令体制整備の一環として、九州の中枢部においても、大宰府の整備とともに官寺の確立を急がねばならなかったからであるとした（森1983）。栗原和彦氏は、森氏が平城宮において造宮組織と造寺官司との関わりが深いことを考察した（森1976）のを受けて、老司I・Ⅱ式の笵型が中央政府から観世音寺用・大宰府官衙用として与えられたとみた（栗原1993）。これは老司I式とⅡ式をほぼ同時期とし、和銅2年の督促令に引き付けての立論である。森氏は8世紀前半において宮内と京内官寺で大造営が重なった時に、官寺が宮の瓦と同系の文様を持つ事象に注目したのであるが、栗原氏が取り上げた老司Ⅱ式の場合、逆に官衙が寺系の瓦を持ったのであり事情が異なる。森氏・栗原氏はともに老司I式の成立を和銅2年の督促令に引き付けて上記の見解を出しているのだが、小稿では老司I式の成立を藤原宮造営期に引き上げているから、森氏が扱ったと事象と比較するには、観世音寺が藤原宮系の瓦を持った事情を考察しなければならない。

なぜ老司I式の祖型が藤原宮式とされたのか。官が関わった造寺組織による観世音寺創建瓦の瓦当文様決定=作笵の時点は、本薬師寺が竣工し、大官大寺の造営が始まる前の、国家的最重要事業が藤原宮造営に集中した時期であり、格式上そのスタイルを導入する必然性があった。平城宮造営が開始され所用瓦が製作され始めた時期であれば、藤原宮式を祖型としつつも最新式の文様が創出されており、あえて古い文様とする必要に乏しい。

観世音寺は天皇家の私寺ではなく、官寺としての格で造られる必要があったが、そのような場合、かつての川原寺・本薬師寺のようにその時々の最新スタイルの採用が志向された。

②. 政府による観世音寺造営督促の事情

では、天皇家および中央政権にとっての観世音寺造営の意義はどこにあったのか。文武天皇の早世による母・元明天皇の即位宣命に初めて現われる「不改常典」の意義から伺われるように[注2]、持統―草壁系天皇にとって、他の天武系皇親勢力を牽制し、即位を正当化するためには、持統を介して天智の血を引くことを強調する必要があった。そのため、持統以降の天皇は代替わりの度に、天智の子孫として父祖・天智の事績を顕彰する必要があり、天智が母・斉明の菩提を弔うべく発願した観世音寺造営への梃入れを繰り返すこととなった。具体的には、文武の代には、大宝2（702）年の薗地49町の施入、同3年の薗地・焼塩山の施入、元明の代には和銅2（709）年の造営促進詔発布・鉄釜施入・墾田16町施入、和銅4（711）年の水田12町施入、元正の代には養老7（723）年の僧満誓の派遣が行なわれた。天皇家が遠国の一寺院の建設に関わるのは異例中の異例であるが、天智が発願したものの未完成のままの観世音寺の完成に向けての梃入れの理由はそこにある。しかも、天智の母・皇極=斉明はその後の皇統の始祖であり、その斉明の菩提を弔うための寺院は、天智の子孫にとって特別の意味を持った。

山崎信二氏は、藤原宮造瓦に山城と大和の藤原氏の氏寺が大きな役割を果たしたとし（山崎1995）、藤原宮の瓦製作地が拡散している背後に、藤原氏の関与を考えた（山崎1983）。もっとも、藤原不比等が官途に就いたのは、持統5（690）年の新益京鎮祭の直前くらいであり、すでに新城の造営は軌道に乗っているから、造営初期段階での藤原氏の関与の実態は慎重な検討を要する。これに対して観世音寺は、持統以後の皇統にとって特別な意味を持つ大規模造営であるとともに、娘・宮子を文武の夫人に送り込んで天皇家の外戚となりつつ、大宝年間以降、議政官の実権を握り、政府の中核として新国家建設に邁進するようになった不比等を中心とする藤原氏にとっても重い意味を持つようになったであろう。

ただし、天皇の代替わりの度に、観世音寺造営への梃入れ・督促が繰り返されはしたものの、造営事業そのものは中央

の直接関与ではなく、大宰府の造営組織に任されたために、遅延が度重なり、督促によって眼に見えて進捗したわけでもなかった。これには深い事情があった。①朱鳥元(686)年の封戸施入から大宝元(701)年の太政官通告(5年後封戸停止)までの間は、徐々に造営を進めていたのであろうが、筑紫大宰にとっては、浄御原令の施行を受けて広域行政機関としての体制を創出する時期であったし、政府の命で文武2・3(698～699)年には大野・基肄・鞠智・三野(日向?)・稲積(大隅?)の諸城を修理するなど、反乱に備える軍事拠点の維持にも腐心せねばならなかった。中央政府にとっては、新城および藤原宮・京(新益京)の造営期に当たる。②慶雲元(704)年から和銅2(709)年の造営促進詔までの中断期(小田2006)は、大宰府にとっては、Ⅱ期政庁の建設を始めた時期であり(後述)、中央政府にとっては、大宝の遣唐使の第一次帰国(慶雲元(704)年)による遷都計画の勃興から平城遷都詔(和銅元(708)年2月)・造平城京司設立(同年9月)に至る激動、慶雲3・4(706・707)年の疾病流行、慶雲4(707)年の文武の死去と元明の即位に伴う政情不安があった。③和銅4年(711)の水田施入から養老7(723)年の僧満誓派遣に至る長い中断期(小田2006)は、大宰府にとっては、Ⅱ期政庁の建設が続いているとともに、和銅6(713)年の大隅国設置前に隼人を征討したものの、養老4(720)年に起こった大規模な反乱を鎮圧するまで情勢が安定しなかった。中央政府にとっては、平城宮の大極殿院造営およびそれに続く京内大寺院(大安寺(霊亀2年)、元興寺(養老2年)、薬師寺(養老2年以前))の本格的造営開始期に当たる。したがって中央政権にとっても、遠隔地―筑前における観世音寺造営に割ける余力に乏しかった、という切実な事情があったからである。

Ⅲ　鴻臚館Ⅰ式軒瓦

大宰府政庁創建瓦である鴻臚館I式(223a・635A～C)の祖型を、興福寺創建瓦(6301A・6667A)とみる説が学史上有力である。興福寺式は藤原氏の氏寺である興福寺の創建瓦であるが、山田寺式・川原寺式・法隆寺式などに比して、地方寺院への影響が少ない型式である。

他方で、興福寺の造瓦組織と平城宮のそれとが交流を持った結果、平城宮でも興福寺式の系譜を引く6301B・C、6671B・Cが成立する。

鴻臚館I式の祖型が興福寺式であるならば、大宰府政庁の創建に際してことさらに興福寺式を祖型とした理由が明らかにされねばならない。

A. 鴻臚館I式の成立年代―諸説概観

①. 年代の検討

渡辺正気氏以外の論者は鴻臚館I式の祖型を興福寺創建瓦(6301A・6667A)とみている。既往の諸説を古く見る順に概観する。

渡辺正気氏は、鴻臚館I式635の唐草文の祖型を観世音寺鐘上帯の唐草文に求め、興福寺創建瓦6671Aより古くし、大宝元(701)年時点で635が製作の段階に入っていたと主張する(渡辺1988)。渡辺説については後にあらためて検討する。

梶原義実氏は、鴻臚館式より老司式がやや先行するものの、「時期差というよりはむしろ工人集団の違い」とみた(梶原2002)。老司式を藤原宮からの工人移動による製作と見ているが、鴻臚館式がどこまで上るか明言はしていない。

横田賢次郎氏は、興福寺の創建和銅3年説に拠りつつ「これとほぼ同時期か、この時期をさほど下らない時期」とみた(横田2002)。

山村信榮氏は、鴻臚館式が「平城京もしくは興福寺のものが範形として大宰府にもたらされた」もので「平城遷都以降の早い時期」とみた(山村1994)。

高橋章氏は、かつては大宰府の官制・職制が8世紀初頭に完備し、大宰府が造営に最も関与していた時期、すなわち「和銅年間（708～715）頃を若干下る時期」とみていた（高橋1983）。最近は「政庁前面南北溝SD2340（天平六年木簡共伴）出土瓦類と正殿跡180次調査瓦等から」、養老年間後半頃（720～723か－岩永）に推定している（高橋2007b）。

栗原和彦氏は、かつては興福寺創建瓦より後出させ8世紀第1四半期としていた（栗原1995）。鴻臚館式の笵が興福寺創建瓦の笵とともに中央官司で製作されてから大宰府の造瓦組織に与えられたために、両者の間に大きな時間差が生じないとし、興福寺創建を養老4（720）年とする薮内五百樹氏説（薮内1990）に依りつつ、8世紀第1四半期終末とした（栗原2202）。

②. 大宰府政庁Ⅱ期の創建年代

鴻臚館I式そのものでなく、鴻臚館I式を用いた施設である、大宰府政庁Ⅱ期の創建年代に関する発掘調査での事実関係および諸説を概観しておく。

調査では、正殿SB010Aの基壇積土中、同基壇下層から土器、政庁南門SB001A基壇に伴う鎮壇遺構SX008から短頸壷、中門SB005A基壇に伴う鎮壇遺構SX020から短頸壷、SB005A付近の地鎮遺構SX015から長頸壷、Ⅱ期造営時の整地土などから土器が出土している。

小田和利氏はSX008・SX020出土の短頸壷がSD2340出土土器より古いことから、政庁I期の下限（=Ⅱ期造営開始）を8世紀第1四半期としたが、それ以上の絞込みはしていない（小田2002）。

横田賢次郎氏は、政庁I期遺構（SB120・SB121・SD125）の廃絶時期を示す土器を8世紀第1四半期、Ⅱ期政庁の造営年代を示す資料であるSX008・SX020出土の短頸壷を「8世紀前半代をくだらない」、SX015出土の長頸壷を「8世紀第1四半期」とし、それらを「8世紀第1四半期の後半、さらに推定を許されるならば10年代の後半頃」と、記述が進展するに連れて絞り込んだ。また後面築地SA505下層出土木簡から築地の構築を和銅年中（708～714）の前半以降間もない頃とした（横田2002）。

山村信榮氏は、須恵器編年の検討結果に基づき、第2カテゴリー（第Ⅱ期政庁整地層と建物基壇出土遺物）に属す遺物（第1次整地層（41次）・北面築地基壇積土）をD期（8世紀第1四半世紀前半）、第3カテゴリー（第Ⅱ期政庁の建物基壇を切る遺構出土遺物）に属すSX008・SX020・SX015など（北西脇殿基壇積土（30次）・中門西側回廊根石中（6次））をE期（8世紀第1四半世紀後半）に置いた。結論として第Ⅱ期政庁の造営時期が「藤原京期でなく平城京期」であり（山村1995）、その実施設計は和銅年間前半期（708～710か－岩永）まで=平城遷都立案時期もしくは遷都施工中、着工は「上記にごく近い時期」=「8世紀第1四半期中頃」、竣工は「715～720年頃」であり、第Ⅱ期の成立時期は「8世紀第1四半期の後半の元明朝（元正朝の誤りか－岩永）」とした（山村1994）。実年代の根拠は、「竺紫前」の木簡を伴った資料が「8世紀第1四半期前半以降」に置け、E期のハセムシ12地点9号窯出土資料に和銅6（713）年銘ヘラ描き甕が含まれ、F期の不丁地区SD2340出土資料に天平6（734）年木簡が伴ったことなどである。

吉村靖徳氏は、須恵器編年の検討結果に基づき、政庁I期の廃絶～Ⅱ期造営に伴う整地層出土土器を土器Ⅱ期、政庁Ⅱ期建物の鎮壇具を土器Ⅲ期とし、宮都の土器との併行関係で、土器Ⅱ期を「飛鳥Ⅳ式併行」～「SD1901Aの一部とSD1900A」（飛鳥Ⅳ～平城I期）、土器Ⅲ期を「SD1900Aに後続する時期」（平城Ⅱ期か）に対比した（吉村2003）。Ⅱ期政庁の竣工年代は、狭川氏説（716）、山村氏説（715～720）と矛盾しないとする。

吉村氏と山村氏とでは、7世紀後半～8世紀初頭の土器編年の実年代比定に大差があり、SX2480を山村氏はD期（700～710）、吉村氏は飛鳥Ⅲ期（7世紀第3四半期）併行の土器I期に当て35～50年も食い違うが、山村氏がE期（8世紀第1四半期後半）とした後田45-2号窯などを標識に吉村氏は飛鳥Ⅳ～平城I期相当の土器Ⅱ期を設定した結果、政庁Ⅱ期の鎮壇具について、山村氏はE期（8世紀第1四半期後半）、吉村氏は土器Ⅲ期（平城Ⅱ期か）に位置づけ大差がなくなった。

狭川真一氏は、政庁の完成が考古資料から「8世紀第I四半期の後半頃」、他資料から「和銅3年（710）頃以降養老5年（721）以前あたりに絞られてくる」とした上で、専任の大宰帥多治比真人池守が任命され（715）、現地に赴任し、褒章を受けた（717）間の霊亀2（716）年が完成の年と絞り込んだ（狭川1993）。

以上の諸氏の見解は、政庁第I期の廃絶および第Ⅱ期の造営時期を示す土器の時期を8世紀第1四半期と見る点で一致し、その根拠は天平6(734)年・天平8(736)年の紀年銘木簡を伴ったSD2340の土器より古い要素を持つ点である。ただし、第Ⅱ期の造営時期を示す土器(山村氏E期・吉村氏土器Ⅲ期)が第1四半期のどこまで上るか絞るには、土器編年の実年代比定の定点が少なく、横田氏・山村氏は鴻臚館I式が興福寺創建瓦を祖型とし平城宮期に下る事を念頭に置いているようなので、瓦の年代の根拠を土器に求めれば、土器と瓦の間で根拠が循環してしまうこととなる。

B. 興福寺式系軒瓦の型式変化と年代

①. 型式変化(図4)

興福寺創建瓦の6301A−6671A、その系譜を引き平城宮・京で用いられた6301B・C―6671B～D・I・Kがある(花谷1991)。

6301Aは大きな中房に1+5+10の蓮子を置く。蓮子は大きいが低い。間弁A系統の複弁蓮華文で、蓮弁は肉彫り風で照りむくりはあるが大きくはない。弁区は平坦で、中房の弁区からの突出が弱いため、内区全体が平面的である。外区に珠文20、外縁は傾斜縁で線鋸歯文25を置き、上面に凹線を巡らす。直径は約17.5cmである。6671Aの中心飾りは、左右に分離した下向きC字形の中心葉のなかに紡錘形の小葉をおき、中心葉の巻き込みと組み合って、下から派生する三葉文を表現する。中心飾りの左右に第2支葉を欠いた2葉構成の唐草文単位を3回反転させる。第1単位が上から派生するので、平城宮で一般的な均整唐草文とは上下逆転した唐草の流れになる。唐草各単位の第1支葉の巻きが弱く主葉先端に近接するので、先端が二股に分岐した単位唐草が連続するように見える。外区は一段高く、上外区・脇区に杏仁形珠文、下外区に線鋸歯文を置く。

6301B・CはAより小型化する。Bは直径が約16cm強、蓮子が1+5+9の点がAと異なる。Aと比して内区が中高に緩く盛り上がり、中房が弁区より一段高い。蓮子が小さいが高い。弁の照りむくりはAより強い。外区の珠文は大きく20個。線鋸歯数は不明(推定30)。Cは直径が約16cm弱、蓮子は1+5+10。弁の照り向くりが強く、中房が弁区より一段高く、蓮弁縁・間弁の表現がA・Bより鋭い。線鋸歯数が33、外縁上に凹線がない点がA・Bと異なる。6671B～D・I・Kは、6671Aと異なり、唐草文各単位が3葉構成である。6671Aより内区が狭くなり唐草各単位が小振りで華奢となる。顎形態はBの一部が長い段顎だが、他は短い段顎や直線顎などである。

したがって、6301−6671の型式変化は、6301AからB・Cへの変化に際しての瓦当径の小型化(17.5→16cm)、6301Cにおける外縁凹線の消滅、6671AからB以下への変化に際しての、第2支葉を欠いた2葉構成から3葉構成への変化、内区幅の減少に伴う唐草各単位の小型化・繊細化とまとめられよう。

②. 年代の検討(表2)

まず、鴻臚館式の祖型となった興福寺式6301・6671の編年的位置付けについて、毛利光俊彦氏・花谷浩氏の研究成果を確認しておく。

興福寺所用の6301A−6671Aについて。6301Aの弁が肉彫り風で強く盛り上がる点は藤原宮式の6274A、外縁に凹線を巡らす点は6279Aと共通し古い要素である(毛利光1991a)。6671Aの外区文様は大官大寺所用の6661に類似し古い要素である。顎には長い段顎、短い段顎、直線顎があり笵の使用年代は長いが、顎の形態変化から見ると初期のものは粘土板桶巻き作りにより、貼り付け段顎で顎が長い点で平城宮・京軒瓦編年第I期前半(和銅元年～霊亀元年)の特徴をもつ(花谷1991)。

平城宮所用の6301B−6671Bは、養老4(720)年の造興福寺仏殿司の設置によって興福寺の造瓦組織と宮のそれとが交流を持った結果として出現したとみる。長い段顎と直線顎があり、前者は6671Aの古手と共通し第Ⅱ期初頭(養老5年頃)における。6301C−6671Cは6671Cの直線顎から第Ⅱ期後半(天平初頭頃～天平17年)に下る可能性がある(花谷1991)。6671Dの短い段顎はⅡ期前半(養老5年頃～天平初頭頃)、Kには段顎がなくⅡ期後半である。

つづいて興福寺の創建年代について。

養老4(720)年の造興福寺仏殿司の設置を、興福寺主体部の着工と見るか(藪中1990)、興福寺の造営に官が直接関わるようになった年であって造営自体はそれ以前に始まっていたとみるか(大岡1965、福山1968、太田1969)で説が分かれる。花谷浩氏・毛利光俊彦氏は、興福寺の造営が養老4(720)年の藤原不比等の死去以前に始まっていたとした(花谷1991・毛利光1991)。藪中五百樹氏は養老4年10月に金堂造営のための造興福寺仏殿司が設置されたのが興福寺造営の開始とみたが(藪中1990)、わずか10ヵ月後の養老5(721)年8月に中金堂に弥勒浄土変群像が安置されていることから、興福寺全体の着工が養老4年10月では無理がある。花谷氏の軒平瓦編年でも、6671Aの製作技法は軒瓦編年第I期前半に遡り、B・Cと同じII期までは下げ難いことが明らかにされているから、興福寺の造営開始は和銅年間に遡ると考えられる。藪中氏は、不比等が他の官寺に先駆けて自分の氏寺を造るほど無神経ではなく、新都造営が一段落し、他官寺移建が始まってから後にしたとみたが、自分の血を引く首皇子のための東宮を平城宮を東に張り出させて造営し、その隣に広大な自邸を設けた不比等にしてみれば、氏寺の寺地のみ選定し造営に手を付けない方が不自然と言えよう。したがって6671Aの出現は710年代前半に遡ると見てよい。

C. 鴻臚館I式の祖型と年代

続いて、上で検討した興福寺式系軒瓦の型式変化を念頭に、あらためて鴻臚館I式の祖型と作笵年代を検討する。

①. 祖型・作笵年代の検討(図4)

鴻臚館1式の軒丸瓦223aは、大きな中房に1+4+8の蓮子、間弁A系統の複弁蓮華文、蓮弁は肉彫り風で照りむくりを持つ。内区が中高に盛り上がり、中房が弁区より一段高い。外区に珠文24、外縁は傾斜縁で無文。上面に凹線は無い。直径は約17cm弱である。これと6301の細分種との類似点・相違点は以下の通り。瓦当径17cm弱はAとB・Cとの中間である。内区が中高に盛り上がる点でBに近いが、Bよりさらに盛り上がる。中房が弁区より一段高い点はB・Cと似る。弁の子葉が長い点はいずれとも異なる。外区珠文が大きく低い点はA・Bと似る。223aと6301細分種との前後関係を決めるのは難しいが、6301Aから6301B・Cへの変化の流れを見れば、223aは6301Aより後出し、6301Bと近い位置に置けるが、6301Bと兄弟の関係か6301Bからの派生種かは決め難い。

鴻臚館I式の軒平瓦635A～C(以下A～Cは略す)の中心飾りは、「小」字形の三葉文の垂飾りを上向きC字形の中心葉が囲む。中心飾りの左右に唐草文単位を4回反転させる。各単位は、第1支葉が「ハ」字形の2葉、第2支葉が1葉の4葉構成である。これらの主葉の巻き込みと第1支葉を一体として見ると、主葉先端が三股に分岐したように見え、三葉半パルメットであることがわかる。第1単位が下から派生するので平城宮で一般的な均整唐草文と同じ唐草の流れになる点が、興福寺式6671と異なる。外区は一段高く、上外区に杏仁形珠文、下外区に凸鋸歯文を置く。635が一段高い外区をもち、上外区杏仁形珠文、下外区鋸歯文となる点で、祖形は6671しかありえず、内区が狭く唐草文が小振りとなり、第二支葉を持つ点で、6671AよりかはB・Cに近い。ただし、中心飾りの垂飾りの形態、中心葉の向き、唐草文の反転数、第一支葉の数と形態での差異も大きい。この相違点は、6671本体のAからB・Cへの変化の中途からの分岐だけでは生じがたい。

そこで、この時期に瓦当文様創出をリードした平城宮・京や大和の寺院における、7世紀末～8世紀初頭の軒平瓦中で、635と類似した垂飾り形態、中心葉の向き、唐草文の反転数、第一支葉の数と形態を有する種を探し、635出現の系統的背景を考えよう。

6675Aは、4回反転の均整唐草文で、上外区に珠文、下外区に線鋸歯文を置く。中心飾は、逆V字形の中に珠点を置いた下向きの三葉文の垂飾りを、上向きのC字形の中心葉が囲む。唐草文は主葉+第1・第2支葉が4ヶ所、主葉+第1支葉が4ヶ所と変則的である。細部で違いはあるものの、下向き三葉文を上向きC字形で囲む中心飾りの形状、4回反転の均整唐草文、上外区に珠文、下外区に鋸歯文という基本レイアウトは635と等しい。

6654Aは、中央の唐草文を中心に左右に4回反転する変則的な均整唐草文で、上外区に珠文、下外区に線鋸歯文を置く。中心飾りを欠くが、4回反転の均整唐草、上外区に珠文、下外区に鋸歯文という基本レイアウトは635と等しい。

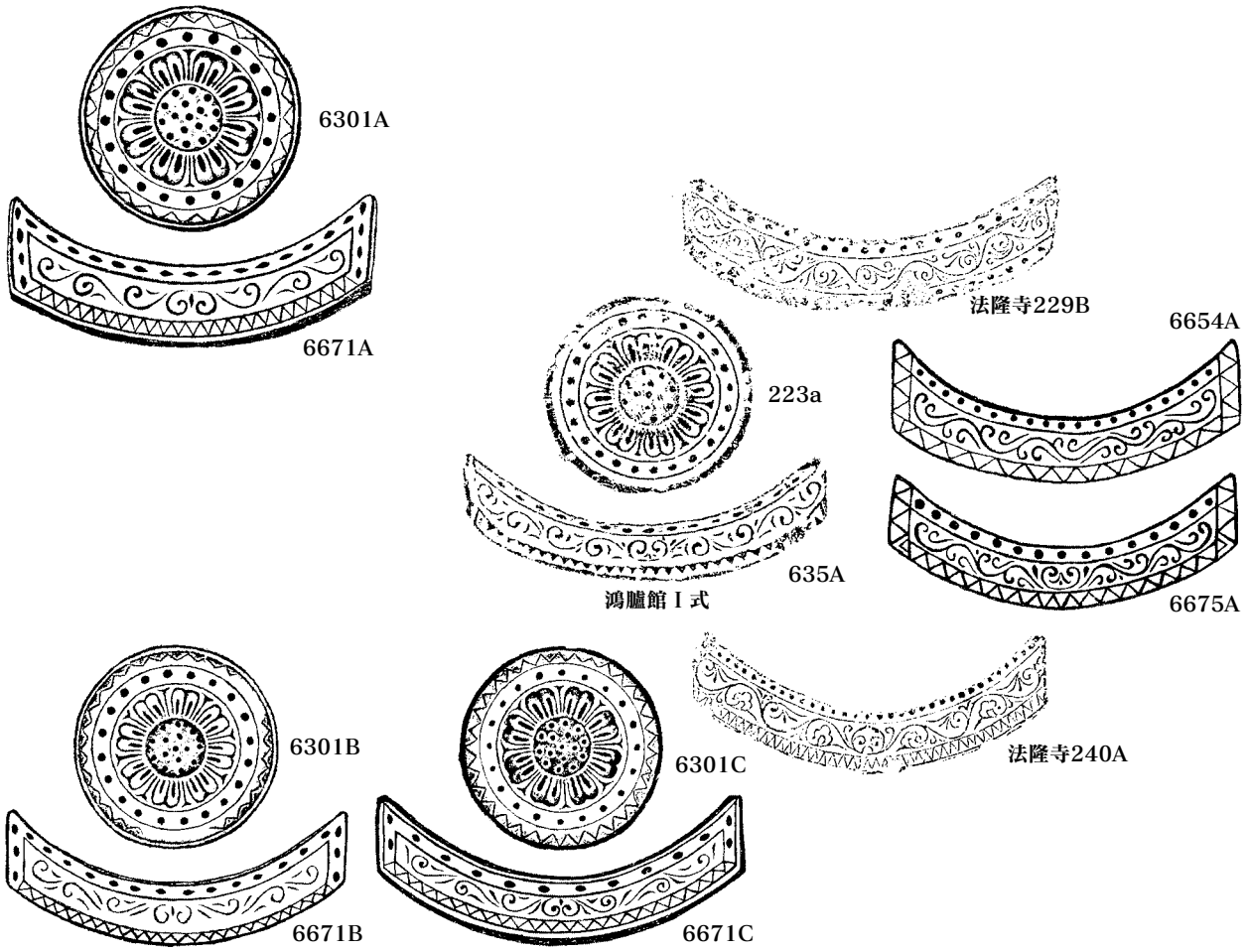

図3　軒瓦の唐草文・梵鐘の唐草文(1/6)

法隆寺229Bは、中央の唐草文を中心に左右に4回反転する変則的な均整唐草文であるが、4回反転であり、唐草の1単位をみると、強く巻き込みながら蕚状に左右に分かれる2葉(渦巻き型蕚)の間に、あまり巻き込まずに「ハ」字形に開く2葉を置く。葉数が偶数で中心の1葉を欠くが四葉全パルメットとみなせる。この「ハ」字形の2葉が635の唐草第1支葉と類似しており、635の唐草文にはパルメットの要素が入っていることが判る。

法隆寺240Aは、対葉花文風の中心飾りをもつ左右4回反転の均整忍冬唐草文で、上外区に珠文、下外区に線鋸歯文を置く。唐草の第2・4単位は半パルメットであり、各単位は強く巻き込む1葉と緩く反転する4葉からなり、そのうち外側の2葉は635の唐草第1支葉と似ており、635の唐草文にはパルメットの要素が入っていることが判る。

こうして見ると、下向き三葉文を上向きC字形で囲む中心飾りの形状は6675A、4回反転の均整唐草文、上外区に珠文、下外区に鋸歯文という基本レイアウトは6675A・6654A、法隆寺240A、主葉の巻き込みと第1支葉が半パルメット状を呈する点は法隆寺229B・240Aが近いことが判る。以上の4種は、行基建立の小寺院や法隆寺所用であって、これらをただちに鴻臚館I式635の文様の直接の祖型とみなして良いかは疑問であるが、類似した文様が流行した時期を絞り込む手がかりとなる。

以上4種の年代を確認しておく。6675A・6654Aは、軒丸瓦6348Aと組んで、奈良市追分廃寺で使用された。この寺は養老2(718)年に行基が建立した隆福院と推定されており、平城宮・京瓦編年第Ⅰ−2期(715〜721)に当たる。法隆寺229Bは、白鳳後期(690頃〜710)の法隆寺西院伽藍創建時に中門・回廊に用いられた(花谷1992)。さらに絞って700年代とする説もある(林2007)。法隆寺240Aは、奈良前期Ⅰ(710〜727)に西院伽藍創建用に用いられた(毛利光1992)。

念のため、平城宮・京軒瓦でこれらの要素が見られる時期が他にありえるか確認しておこう。

三葉文の垂飾りを中心葉が囲む中心飾りは、第Ⅰ−2期の6675A以外に、第Ⅱ−2期（天平初頭頃〜天平17年）に6719・6721が出現して以降、奈良時代を通じて盛行する。ただしこれらでは中心葉が左右に分離して対向する形であるし、6719A・6721Gを除いて垂飾りは左右の小葉がほぼ水平か上向きの逆「小」字形であって、635のような「小」字形の垂飾りを上向きC字形の中心葉が囲む形態の祖型にはなりえない。第Ⅰ−1期・Ⅱ―1期にその種の中心飾りは無いから、第Ⅰ―2期の6675Aがもっとも近い。

4回反転の均整唐草文は、第Ⅰ−2期の6675A・6654A以外に、Ⅱ−1期の6667A以降、6669・6691・6695・6704・6729・6767・6768など奈良時代後半まで少数存続するが、6669・6691・6695・6768は第1支葉・第2支葉が1個ずつの平城宮・京で一般的な唐草文、6704・6729・6767は変則的な唐草文であって、鴻臚館Ⅰ式635のような主葉と第一支葉が半パルメット状となる唐草文の祖型にはなりえない。

主葉と第一支葉が半パルメット状となる唐草文は、法隆寺229B・240A以外に、6763A・B・Cがあるが第Ⅳ−2期に編年されており、鴻臚館Ⅰ式635の祖型にはなりえない

上外区珠文、下外区鋸歯文の均整唐草文は、興福寺式6671系統を除けば、第Ⅰ−2期の6654A・6675Aしかない。

以上の検討によって、鴻臚館Ⅰ式635の文様を生み出しえる蓋然性が強いのは、平城宮・京瓦編年第Ⅰ−2期（715〜721）となる。すなわち、興福寺式6301A−6671Aの出現の後、養老4（720）年の造興福寺仏殿司の設置を継起に6301B−6671Bが出現する前となる。6671AからB・Cへの変化はスムースであり、主葉の両脇に支葉を1個ずつ配す平城宮・京で一般的な唐草文単位の成立である。これは、平城宮の造瓦組織が興福寺のそれと交流を持ち、6671の文様が取り入れられるに際し、唐草を平城宮に通有な形に変えた結果である。6671B・Cの唐草単位が鴻臚館Ⅰ式635の半パルメットから生じるとは考えにくいから、鴻臚館Ⅰ式635と6671B・Cはともに6671Aから分岐して生じた兄弟の関係にあり、鴻臚館Ⅰ式635の成立に当たっては、6675A・6654A、法隆寺229B・240Aなど平城宮・京第Ⅰ−2期に流布した文様要素を取り込んだと結論付けられる。

なお渡辺正気氏は、鴻臚館Ⅰ式635の唐草文の祖型を観世音寺鐘上帯の唐草文（図3）に求め、興福寺創建瓦6671Aより古くし、大宝元（701）年時点で635が製作の段階に入っていたと主張しているが（渡辺1988）、すでに栗原氏による唐草の反転数に基づく反論（栗原2002）がある。観世音寺鐘上帯の唐草文は、一見635の唐草文に似ているが、唐草の1単位は強く巻き込みながら蕚状に左右に分かれる2葉（渦巻形蕚）の間に栓形花（山本1996）を置くもので、これから半パルメットが成立するとは考えにくい。したがって、635の唐草文を観世音寺鐘に引き付けて6671Aより古く見るのは無理があろう。223a―635を興福寺式6301A−6671Aと無関係に、それに先立って成立させようとすれば、223aの蓮子1+4+8、無文の外縁を藤原宮式6233の系譜、635の外区（上外区杏仁形珠文・下外区鋸歯文）を大官大寺式6661、外区が内区より一段高い点を天台寺の新羅系軒平瓦の系譜などと考えられないこともないが、635の内区文様の系譜について、上記のようにしか考えられない点から見て無理がある。

②. 年代の点検

鴻臚館Ⅰ式が土器や木簡を伴って出土した事例は、きわめて少なく諸氏が用いる事例は、大宰府政庁前面SD2340の1件である。

大宰府政庁前面SD2340の最下層から木簡を伴って瓦類が出土した（九歴1984・85）。木簡の紀年銘は天平6（734）年・天平8（736）年があるが、郡名表記では和銅年間前後のものがあり、土器類と合わせると溝の機能期間は和銅年間前から天平末頃までである（石松1987）。下層から鴻臚館Ⅰ式のセット（223a・635A）、老司Ⅱ式のセット（275B・560Ba）、外区・外縁が同一平面となり内区より一段高い軒丸瓦285A、老司式系統の軒丸瓦290B、偏行唐草文軒平瓦582が出土した。報告では鴻臚館式を8世紀「第1四半期終末頃」と推定した（九歴1985）。高橋章氏は瓦類の下限年代を天平6年以前とし（高橋2007a）、杉原氏は瓦類の使用が「8世紀第2四半期の中で理解される」とした（杉原2007）。溝の最下層の形成年代が天平8（736）年以降であり、その年代には共伴軒瓦がすでに存在したことは言える。また出土土器の様相から、溝の

埋没が開削から短期間後であり「天平年間」とされているから（九歴1984）、瓦類の出現年代が「736年～740年代」以前ということ以上は意味しない。

鴻臚館I式を用いた大宰府Ⅱ期政庁の創建年代を示す資料には以下のものがある。

政庁I期段階の土層からの出土遺物として、正殿後面築地SA505基壇積土の下層で「竺志前」という国名表記を持つ木簡が出土した。倉住靖彦・松川博一氏によれば、「竺志前」は筑紫国が筑前・筑後に分割される持統3（689）年前後から国名表記の一斉公定が行なわれた大宝4（704）年に用いられたが、表記は公定後も用いられ、「軍布」「古」などの用字が藤原宮跡出土木簡に多いことから、使用の下限は和銅年間前半とみられる（倉住1974・松川2002）。したがって、第Ⅱ期政庁の後面築地の築造が7世紀末～8世紀初頭以降とはいえるが、それ以上の絞り込みは難しい。

Ⅱ期政庁造営時の整地土あるいはⅡ期の基壇建物の基壇土中からの出土土器のうち最新の物が整地や基壇造営の年代を示すが、直接的な実年代の手がかりがないため、平城宮土器編年との併行関係を見る場合、器種にもよるが平城I期（700～715）か平城Ⅱ期（715～730）かの判定は微妙なものとなる。

政庁南門SB001A基壇に伴う鎮壇遺構SX008の短頚壺、中門SB005A基壇に伴う鎮壇遺構SX020の短頚壺、SB005A付近の地鎮遺構SX015の長頚壺については、Ⅱ期政庁造営時の整地土あるいはⅡ期の基壇建物の基壇土中からの出土土器より1段階新しく見るのが通説である。その実年代については、山村氏が同時期（E期:710～725）に置くハセムシ12地点9号窯出土資料に和銅6（713）年銘ヘラ描き甕が含まれるが、平城宮土器編年との併行関係を見る場合、やはり平城I期（700～715）併行か平城Ⅱ期（715～730）併行かの判定は微妙である。

D. 鴻臚館式成立の背景（表2）

Cでの結論は、鴻臚館I式223a―635は、興福寺式6301A－6671Aの文様をベースに、6675A・6654A、法隆寺229B・240Aなど平城宮・京第I－2期に流布した文様要素を取り込んだ成立したもので、作笵時期は、造興福寺仏殿司の成立に伴う6301B―6671Bの成立に先立つ平城宮・京瓦編年第I－2期と結論付けた。

平城宮所用瓦中に6301B・C―6671B・Cが出現したことに対しては、養老4（720）年の藤原不比等の死去後、造興福寺仏殿司の設置によって、興福寺の造瓦組織と宮のそれとが交流を持った結果、平城宮所用瓦中に興福寺式系統が出現したと理解されてきた。それと同様に造興福寺仏殿司の設置によって、宮の造瓦組織に興福寺系の文様が取り込まれてから、国の機関である大宰府に寺系の瓦が使われたと考えればスムースなように見えるが、鴻臚館I式223a―635の成立時期を上記のように考えると、造興福寺仏殿司のような官司の成立なしに、平城宮の瓦の要素を持たず寺院系の文様要素ばかりからなる軒瓦が成立して大宰府という官衙に供給されたことになる。この事情をいかに考えるべきであろうか。

①. 新デザインの採用

鴻臚館I式223a―635の作笵時期を平城宮・京瓦編年第I－2期（霊亀元年～養老5年頃）としたので、この時期における平城宮・京の造営事情を考えよう。

平城宮中央区について。和銅元（708）年2月の平城遷都詔の後、9月に造平城京司が設置され造営が始まるが、藤原宮の大極殿を移築して平城宮の大極殿として完成したのは、和銅8年（霊亀元年=715）の元日朝賀時であった（渡邉2003）。この時に大極殿院が完成したとして、霊亀・養老年間は、朝堂院の建設が本格化する神亀年間までの中休み期間に当たる。

平城宮東区について。養老5年12月の元明太上天皇の死去直前の9月に中納言従三位藤原武智麻呂が造宮卿を兼任して宮内の改作に着手した。この時の改作が内裏I期からⅡ期への造替に当たると考えられる（岩永2008）。東区朝堂院においては平城環都まで大規模な造営はない。したがって、東区についても、霊亀元年～養老5年は造営の中休み期間である。

中央区・東区以外の宮内各所において、造営は不断に続いていたであろうが、平城宮・京瓦編年第I－2期（霊亀元年

～養老5年頃）には、大規模造営はなく、この時期に平城宮で使用された軒瓦は数が少なく、細かな組み合わせも明らかではない（毛利光1991b）。むしろこの時期は、大安寺（霊亀2年）、元興寺（養老2年）、薬師寺（養老2年以前）、など京内の大寺院の移建が着手ないし本格化した時期である（福山1936・太田1977）。宮内の造営が一段落したのを受けて可能になったのであろう。大安寺は、和銅4（711）年に焼失した大官大寺の瓦を再利用し、不足分を6304D―6664Aで補い（森1976・中井1997）、元興寺は飛鳥寺所用の「飛鳥寺XⅣ」・6661Bと類似した6201A・6661Dを新造し（中井1997）、薬師寺では軒丸瓦は6276A・Eの笵を再利用したが、軒平瓦は本薬師寺所用の6641Hと類似した6641G・Iを新造し（花谷1995）、不足分を6304E―6664Oで補う形で創建瓦とした（森1976・山崎1987）ことが判明している。

ただし、大安寺の6304D―6664A、薬師寺の6304E―6664Oは平城宮所用の6304C・L・N、6664H・K・G・Iとほとんど同じ、元興寺の6201A・6661Dは「飛鳥寺XⅣ」・6661Bの模倣、薬師寺の6641G・Iは6641Hの模倣でいずれも新味に欠ける。

これに対し興福寺は、すでに述べたように、6301A－6671Aの年代観から見て和銅年間にある程度造営が進み、金堂供養が和銅7（714）年か養老5（721）年までか説が分かれるものの（太田1969）、養老5（721）年の北円堂建立にいたるまで南大門・中門・回廊などは順調に造営が進んでいたのであろう。つまり6301A－6671Aは官寺化する前の藤原氏の私寺の瓦とはいえ、平城宮・京瓦編年第I－2期を代表する新式デザインの瓦であった。そこでこの時期に大宰府政庁の瓦の文様を決定するに当たって、6301A－6671Aをベースに、当期に流布していた他寺の軒瓦の文様要素をも加味して新作されたのが、鴻臚館I式223a―635のデザインであったと考えられる。

②. 派生する問題

鴻臚館I式223a―635の作笵年代を平城宮・京瓦編年第I－2期（霊亀元年～養老5年頃）並行期とすると、大宰府政庁Ⅱ期が屋根に瓦を葺きあげて完成した年代を霊亀元（715）年以降と見なすことになるが、このことから派生する問題に触れておこう。

大宰府政庁Ⅱ期の造営年代について、鎌田元一氏は、「慶雲三年格」を検討し、慶雲3（706）年～養老2（718）年の間、西海道諸国において庸の全免と抱き合わせで「筑紫之役」という力役徴発がなされ、これが大宰府政庁Ⅱ期と関連施設の造営に当たると論じた（鎌田1989）。この説は政庁Ⅱ期の造営年代を特定する決定的立論と評価されているが（八木2002）、八木充氏が指摘したように、「筑紫之役」期間と実際の造営工事期間が開始・終了の時点について多少のずれが生じることはありえるであろう。屋根が組み上がり瓦を葺くのは工事の最終段階に近く、養老2年における主要な力役徴発の終了後でもありえよう。とすれば、小稿で推定した作笵年代幅が「筑紫之役」期間を超えても支障はない。もちろんⅡ期政庁のための造瓦が養老2年までに終了した可能性も否定はしない。

大宰府政庁Ⅱ期の四堂構成が、平城宮中央区朝堂院の四堂構成を念頭に設計されたとみる説がある（山村1994）。奈良時代前半の平城宮において、中央区大極殿院は儀式、中央区朝堂院は饗宴、東区朝堂院は日常的政務の場として機能分化されていた（今泉1989・渡邉2006）。これに対し、大宰府政庁Ⅱ期建物は、政務・儀式・饗宴のための空間を兼ねたと推定されているから（八木2002）、四堂という点から中央区朝堂院の模倣と見るのはやや問題があり、十二堂が省略されて四堂となった側面も考えなければならない。中央区朝堂院の模倣と見る場合の難点はもう一つある。中央区朝堂院の方が大宰府政庁Ⅱ期より完成が遅れる可能性がある点である。平城宮中央区朝堂院は大極殿院の造営より一段階遅れる。その造営は、まず朝堂院四周の区画とその東側の南北大溝SD3715を造り、続いて、区画の中に整地を行ってから朝堂建物を建設したことが判明している。SD3715が霊亀元（715）年の木簡を出す土坑SK5535を切ることから区画の造営開始は霊亀を遡らない（奈文研1982）。朝堂東第二堂SB8550の地業造営時の排水溝からI－2期の軒丸瓦6303Bが出土しているから（第140次調査）、朝堂建物の建設も霊亀～養老5年以降である。この地域の正式報告書が未刊であり、朝堂建物所用の瓦が絞り込めないが、概報で示された出土瓦の全体的様相から見ると、Ⅱ期（養老5年～）に下る瓦が多そうであり、造営の本格化はⅡ期と推定しておく。実際の工事期間はともかくとして、中央区朝堂院を四堂構成とする基本設計がいつ頃できていたかが問題だが、大宰府政庁Ⅱ期の四堂構成の設計のほうが早かった可能性も大いにあるのである。

Ⅳ　おわりに

観世音寺も大宰府政庁でも、造営当初には建物配置の基本設計に中央からの関与があった。大宰府政庁Ⅱ期の殿舎配置が、当地における政務・儀式・饗宴の実際に合わせるための改変はあるものの、藤原宮ないし平城宮の朝堂院をモデルとする点、政庁Ⅱ期の建物が、遷都直後の政務・儀式に間に合わせるために掘立柱とせざるを得なかった平城宮東朝堂院に倣わず、本来あるべき姿である礎石式基壇建物として実現されたこと、観世音寺の伽藍配置（塔が東、金堂が西にあって東面する）が川原寺式の系譜を引き（中金堂の位置に講堂を置くなど違いはあるが）、陸奥の郡山廃寺やそれを継承した多賀城廃寺と基本的に同じである点、などにもそれが現われている。それに加えて所用軒瓦たる老司式・鴻臚館式のデザインにも中央の関与があった。それは郡山遺跡・多賀城・多賀城廃寺所用瓦の文様が特に畿内の宮殿や寺院と新たな関わりを持って成立したのでないのと好対照をなし、出現に当たっては小稿で述べたような歴史的背景があった。ただし、西海道と畿内との造瓦上の関わりは、7世紀末～8世紀初頭に単発的に生じたもので、ひとたび技術移転が果たされ在地の造営組織が創設され稼動し始めると、観世音寺においても大宰府政庁においても中央からの関与はなくなる。西海道全体で見ても、平城宮との関わりは、壱岐嶋分寺の前身寺院である壱岐直の氏寺所用の6284A、豊前椿市廃寺所用の6284Fという笵の移動の例があるが、いずれも平城宮Ⅰ—1期に属し、おそらくは大宰府政庁Ⅱ期の造営期に一時的・特殊的に出現した平城宮—西海道間の製品・道具・技術の交流環境のなかで持ち込まれたものであり後続が絶える。このことから、西海道諸国島の行政機構が機能する場としての政庁や官衙のモデルとすべく、それらを総監する大宰府およびそれを精神的に支える支援機関としての官寺・観世音寺の初期設定には国家が深く関与したものの、国家が目指したものは最大の出先機関としての早期の離陸であったことがわかる。ただし、外交に際して決して決定権は与えず接応儀礼・外交文書発給しかさせなかったように、自律は許さず、国家のコントロールを逸脱する危険な状況を生み出した広嗣の乱の後に大宰府が一時的に廃止されたのは、当然のことであった。

付　記

私が瓦について駄文を書くことに奇異の念をもたれる方もあるであろう。しかし当人には何ら不思議はない。私は奈良国立文化財研究所（現、独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所）に約20年在職したが、そのうち約10年間、平城宮跡発掘調査部考古第三調査室に在籍し、瓦の調査研究に携わった。その間、森郁夫・山本忠尚・金子裕之・毛利光俊彦・山崎信二・千田剛道・中村友博・上原真人・深沢芳樹・井上和人・小澤毅・岸本直文・清野孝之の諸氏に瓦について教えて頂いた。藤原宮跡発掘調査部に在籍中は、残念ながら瓦調査室に配属にはならなかったが、大脇潔・佐川正敏・花谷浩氏に教えて頂いた。以上の皆様に今さらながら御礼申し上げたい。また古代寺院として、坂田寺・奥山廃寺・山田寺・本薬師寺・若草伽藍・法隆寺西院・法隆寺東院・西大寺・頭塔・結城廃寺（茨城県結城市）の発掘調査に参加する機会を与えて頂くとともに、上記諸寺のほか薬師寺・興福寺・東大寺・法華寺・西隆寺の瓦に触れる機会も与えられた。誠に恵まれた瓦漬けの環境であった。しかし愚鈍が災いし、発掘調査報告書の考察・事実記載以外で瓦について書くことがなかった。27年前に中村友博氏から「お前は型にはまった奴やから、型にはめて作る青銅器や瓦が性に合うんや」とからかわれたが、毛利光俊彦氏と没頭した新型式認定作業で、新種を120ほど増やしたり、頭塔の6235M・6732Fと格闘したり、瓦の顔を見る生活は充実していた。このたび糟屋屯倉に来て8年目でようやく、筑前の瓦について拙い文を書くことになった。諸先輩の失笑を買うのは必定であろうが、ご批判・ご叱正頂ければ幸いである。

（2008年11月30日）

【注】

注1　大和盆地内の藤原宮瓦窯で最も早く操業を停止した日高山瓦窯で生産された6643Aaは、粘土紐技法で、茎の振幅が大きく、支葉がすべて茎から離れ、表現に硬さがない。文様だけ見ると、6641E・C・Fや6642A・B・C、6643B・C・Dより古い様相を持つが、藤原宮古段階には扁行唐草文が見られず粘土板技法である点を勘案すれば、中段階相当となろう。ただし中段階の中では古手であり、老司I式軒平瓦と並行する様相を持つ。）

注2　「不改常典」の意義については諸説あり論争の的である。田中卓氏は（A）皇位継承法説、（B）近江令説、（C）その他説に整理した（田中1984）。（A）はさらに天智制定説・天智仮託説に分かれ、内容上は直系皇位継承説・嫡系皇位継承説に分かれる。（C）には、天智天皇と藤原氏の共同執政を実現・維持するための天皇家内部の口伝口授説（田村圓澄）、隋・唐皇帝をモデルとした天皇のあり方の規定（水野柳太郎）、皇位継承者決定を天皇大権とする規定（倉住靖彦）、譲位を内容とする皇位継承法（佐藤宗諄）、皇統君臨の大原則（田中卓）がある。篠川賢氏は、田中氏の整理以後の研究をまとめた（篠川1995）。それによると、皇位継承に関わるが内容は曖昧（長山泰孝）、草壁嫡系を正等とする皇位継承イデオロギー（荒木敏夫）、草壁嫡系の皇位継承の主張（大和岩雄）、元明詔・聖武詔の「法」は直系皇位継承法、桓武以後の「法」は「近江令」とそれを継承した律令法（早川庄八）、父子相承皇位継承法（亀井輝一郎）、皇位継承上の禅譲・受禅の契約関係（寺西貞弘）、年少の皇子の即位を根拠付ける王権継受法（村井康彦）、元明詔・聖武詔の「法」は譲位に関わり、元明詔の「食国法」と桓武以後の「法」は律令法（池上みゆき）、専制君主としての天皇のあり方（大山誠一）、皇太子設置と天皇の権能の定め（森田悌）、などである。

私は一般的皇位継承規則や律令法などではなく、「不改常典」が登場した時点での政治的事情に深く規定された意味が付与されていたとみる。すなわち、元明の即位に際して文武の即位を正当化するものとして登場することが重要である。文武即位時には天武の皇子の存在や政治経験の欠如や若さなどから反対論があったが、藤原不比等の奔走もあり、祖母の持統が押し切った。元明の即位は、文武の子・首皇子の即位までの中継ぎとしてであったが、その際にも情勢は緊迫し平穏ではなかった（岸1966）。持統はすでになく、他の有力候補を推す勢力に対して、自己の即位の正当性を強く主張する何らかの理屈を作り出す必要があった。そのために、まず草壁直系たる文武即位の正当性を、天武の血を引くことではなく、持統（天智の娘）を介して天智の血を引くことに求めるべく、天智が定めた「不改常典」なるものを持ち出して主張し、その上で、その文武の遺志に基づくものとして自己の即位を正当化せざるをえなかったのである。元正の即位時には「不改常典」は持ち出されず、元明の譲位を正当性の根拠とする。文武の息子首皇子を差し置いての元正の即位の事情は、首の即位時に母が皇族でないという抵抗を予防すべく、首の実の母宮子になり代わって、元正が首の養母として皇位に就いておき、その母から首に譲位し正当化するための切り札であったという（渡邊2001）。

天武―草壁系皇統が称徳で絶え、光仁が即位したが、本来皇位に就けるはずがない立場であった彼の場合、いくら正真正銘の天智系とはいえ、「不改常典」を持ち出す訳にはいかないから、正当性は称徳の遺詔（藤原永手・良継・百川らが偽作したものとされている）に求めるほかなかった。しかし光仁を継いだ桓武にとっては、事情は別で、天武系から天智系への皇統の移動を新王朝の樹立と意識していただけに、天智が定めたとされる「法」は好都合であった。対立皇統がなくなったことで、かえって一般的皇位継承規則と純粋化して意義付けることが可能になったのであろう。

【参考文献】

石田由紀子2008「藤原宮出土の瓦」『飛鳥白鳳の瓦づくりXI―藤原宮式軒瓦の展開―』
石松好雄　1982「老司式軒先瓦について」『九州歴史資料館研究論集』8
石松好雄　1987「大宰府出土の軒瓦―8世紀前半を中心に―」『東アジアの考古と歴史』下 同朋社
今泉隆雄　1989「再び平城宮の大極殿・朝堂について」『律令国家の構造』吉川弘文館
今泉隆雄　2005「古代国家と郡山遺跡」『郡山遺跡発掘調査報告書―総括編（1）―』
岩永省三　2008「内裏改作論」『九州大学総合研究博物館研究報告』6
大岡　実　1965「奈良の寺」『日本の美術』7 平凡社
太田博太郎1969「興福寺の歴史」『奈良六大寺大観』7 岩波書店
太田博太郎1977「大安寺の歴史」『大和古寺大観』3 岩波書店
近江俊英　2000「藤原宮の造瓦（上）（下）」『古代文化』52−7・9
大脇　潔　1978「屋瓦の製作地」『飛鳥・藤原宮発掘調査報告Ⅱ』
小田和利　2002「考察（2）土器」『大宰府政庁跡』
小田富士雄1957・58「九州に於ける大宰府系古瓦の展開」『九州考古学』1～6・13
小田富士雄1961「豊前における新羅系古瓦とその意義」『史淵』85
小田富士雄1998「古瓦からみた井上廃寺建立諸問題」『井上廃寺I』
小田富士雄2006「筑紫・観世音寺創建年代考」『古文化談叢』55
梶原義実　2002「国分寺造営期の瓦供給体制」『考古学雑誌』86−1
鎌田元一　1989「平城遷都と慶雲三年格」『日本の前近代と北陸社会』思文閣出版
岸　俊男　1966「元明太上天皇の崩御―八世紀における皇権の所在―」『日本古代政治史研究』塙書房
九州歴史資料館1984『大宰府史跡昭和58年度発掘調査概報』
九州歴史資料館1985『大宰府史跡昭和59年度発掘調査概報』
九州歴史資料館1991『大宰府史跡平成2年度発掘調査概報』
九州歴史資料館2000『大宰府史跡出土軒瓦・叩打痕文字瓦型式一覧』
倉住靖彦　1973「大宰府出土の木簡」『西日本文化』103
栗原和彦　1991「観世音寺出土の偏行忍冬唐草文軒平瓦」『九州歴史資料館研究論集』16
栗原和彦　1993「筑紫観世音寺出土の軒瓦」『論苑考古学』天山舎

栗原和彦　1995「大宰府式鬼瓦・老司式軒瓦・鴻臚館式軒瓦」『王朝の考古学』雄山閣出版
栗原和彦　1997「偏行忍冬唐草紋と宝相華紋―筑前大分廃寺出土新羅系軒瓦の検討―」『九州歴史資料館研究論集』22
栗原和彦　2002「瓦塼類」『大宰府政庁跡』
斎部麻矢　2008「九州における老司式軒瓦の展開」『第11回古代瓦シンポジウム　飛鳥博法の瓦づくりXI―藤原宮式軒瓦の展開―』
狭川真一　1993「大宰府の造営」『古文化談叢』31
佐川正敏　2002「軒丸瓦」『山田寺発掘調査報告　本文編』
篠川　賢　1995「皇統の原理と「不改常典」」『日本古代の社会と政治』吉川弘文館
杉原敏之　2007「老司I式軒瓦」『観世音寺―考察編―』
高倉洋彰　1983「筑紫観世音寺史考」『大宰府古文化論叢』下 吉川弘文館
高橋　章　1983「鴻臚館系瓦の様相」『大宰府古文化論叢』下 吉川弘文館
高橋　章　2007a「観世音寺金堂の創建年代について（第1～3節）」『観世音寺―考察編―』
高橋　章　2007b「筑紫観世音寺軒先瓦の編年と課題」西日本古瓦研究会発表資料
田中　卓　1984「天智天皇の不改常典」『神道史論叢』国書刊行会
奈 文 研　1982『平城宮発掘調査報告』XI
奈 文 研　1983『南都七大寺出土軒瓦型式一覧（1）法隆寺』
奈 文 研　1987『薬師寺発掘調査報告』
奈文研・奈良市1996『平城京・藤原京出土軒瓦型式一覧』
西村強三　1984「観世音寺鐘・妙心寺鐘と椅寺鐘」『九州歴史資料館　開館十周年記念展　国宝観世音寺鐘とその時代―九州の飛鳥・白鳳・天平―』
花谷　浩　1991「軒平瓦の変遷」『平城宮発掘調査報告XⅢ』奈良国立文化財研究所
花谷　浩　1992「白鳳時代の瓦」『法隆寺の至宝――昭和資材帳』15 小学館
花谷　浩　1993「寺の瓦作りと宮の瓦作り」『考古学研究』40-2
花谷　浩　1995「出土古瓦よりみた本薬師寺堂塔の造営と平城移建について」『展望考古学』考古学研究会
花谷　浩　1996a「藤原宮」『古代都城の儀礼空間と構造』奈良国立文化財研究所
花谷　浩　1996b「本薬師寺の発掘調査」『仏教芸術』235
花谷　浩　1998「藤原宮」『古代都市の構造と展開』
林　正憲　2007「若草伽藍から西院伽藍へ―年代論の再整理―」『法隆寺若草伽藍跡発掘調査報告』奈良文化財研究所
林部　均　2001「瓦からみた藤原宮の造営」『古代宮都形成過程の研究』青木書店
福山敏男　1936「大安寺及び元興寺の平城京への移建の年代」『史蹟名勝天然記念物（十一の三）』（1968『日本建築史研究』再録）
福山敏男　1968「興福寺の建立」『日本建築史研究』墨水書房
松川博一　2002「考察（3）木簡」『大宰府政庁跡』九州歴史資料館
真野和夫　1996「田川市天台寺跡出土軒瓦の唐草文の系譜について」『大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館研究紀要』9
森　郁夫　1976「平城京における宮の瓦と寺の瓦」『古代研究』8
森　郁夫　1983「老司式軒瓦の系譜」『大宰府古文化論叢』下巻 吉川弘文館
森貞次郎　1983「筑前観世音寺鐘考」『大宰府古文化論叢』下巻 吉川弘文館
毛利光俊彦1991a「軒丸瓦の変遷」『平城宮発掘調査報告XⅢ』奈良国立文化財研究所
毛利光俊彦1991b「平城宮・京出土軒平瓦の再編年」『平城宮発掘調査報告XⅢ』
毛利光俊彦1992「奈良時代の瓦」『法隆寺の至宝――昭和資材帳』15 小学館
八木　充　2002「筑紫における大宰府の成立」『大宰府政庁跡』九州歴史資料館
藪中五百樹1990「奈良時代に於ける興福寺の造営と瓦」『南都仏教』64
山崎信二　1983「後期古墳と飛鳥白鳳寺院」『文化財論叢』同朋舎
山崎信二　1987「考察　屋瓦」『薬師寺発掘調査報告』奈良国立文化財研究所
山崎信二　1995「藤原宮造瓦と藤原宮の時期の各地の造瓦」『文化財論叢Ⅱ』同朋舎出版
山村信榮　1994「大宰府成立論―政庁第Ⅱ期における大宰府の成立―」『牟田裕二君追悼論集』
山村信榮　1995「八世紀初頭の諸問題―筑紫における須恵器の年代観―」『大宰府陶磁器研究―森田勉氏追悼論文集―』
山本忠尚　1996『日本の美術第358号　唐草紋』至文堂
横田賢次郎2002「考察（1）遺構」『大宰府政庁跡』九州歴史資料館
横田賢次郎・石丸洋　1995「国宝　観世音字鐘と妙心寺鐘」『九州歴史資料館研究論集』20
吉村靖徳　2003「成立期の大宰府政庁に関する試論」『九州考古学』78
渡辺正気　1988「鴻臚館式軒平瓦の成立と大宰府の造営」『昭和63年度九州史学会発表資料』
渡邊晃宏　2001『平城京と木簡の世紀』講談社
渡邉晃宏　2003「平城宮大極殿の成立」『奈良文化財研究所紀要2003』
渡邉晃宏　2006「平城宮中枢部の構造―その変遷と史的意義―」『古代中世の政治と権力』吉川弘文館

【図面出典】
図1：九歴 2000。図2：奈文研・奈良市 1996、九歴 2000。図3：栗原 1991、横田・石丸 1995、栗原 1997、九歴 2000。
図4：奈文研 1983、奈文研・奈良市 1996、九歴 2000。